

第3期江別市地域福祉計画

(素案)

平成26年12月

北海道江別市

はじめに（挨拶文等掲載予定）

<目次>

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 第1 | 計画策定に当たって..... | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 | 計画の位置付けと関連計画..... | 2 |
| 3 | 計画の期間..... | 4 |
| 4 | 計画策定の方法..... | 4 |
| 5 | 計画策定に係る国の方向性..... | 6 |
| 第2 | 地域を取り巻く現状と課題..... | 8 |
| 1 | 人口及び世帯などの状況..... | 8 |
| | (1) 人口..... | 8 |
| | (2) 世帯状況..... | 12 |
| | (3) 社会的な支援が必要な市民の状況..... | 13 |
| 2 | 地域活動の現状..... | 15 |
| | (1) 自治会の状況..... | 15 |
| | (2) 民生委員・児童委員の状況..... | 15 |
| | (3) ボランティア団体などの状況..... | 16 |
| | (4) 相談状況..... | 18 |
| 3 | 地域福祉を支える基盤整備の状況..... | 20 |
| 4 | 第2期地域福祉計画の評価..... | 21 |
| 5 | 地域福祉の推進に係る課題..... | 23 |
| | (1) 社会的支援が特に必要な市民の早期把握・対応..... | 23 |
| | (2) 地域のつながりの強化..... | 26 |
| | (3) 地域福祉の担い手の掘り起こしと育成..... | 30 |
| 第3 | 計画の内容..... | 33 |
| 1 | 基本的考え方..... | 33 |
| 2 | 基本理念..... | 33 |
| 3 | 基本目標・基本施策..... | 33 |
| 4 | 計画の体系..... | 35 |
| 5 | 施策の展開..... | 36 |
| | 【基本施策1】関係機関による相談支援体制の充実..... | 36 |
| | 【基本施策2】福祉サービスなどに係る情報提供の充実..... | 37 |
| | 【基本施策3】福祉を担う人材などの確保・育成..... | 39 |
| | 【基本施策4】地域における福祉活動の促進..... | 41 |
| | 【基本施策5】ボランティア団体などの活動促進..... | 42 |
| | 【基本施策6】支えあい意識醸成と環境づくり..... | 43 |
| | 【基本施策7】快適に暮らせる地域の環境づくり..... | 44 |
| 第4 | 計画の推進に向けて..... | 45 |

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割..... | 45 |
| | (1) 市民の役割..... | 45 |
| | (2) 事業者の役割..... | 45 |
| | (3) 社会福祉協議会の役割..... | 45 |
| | (4) 行政の役割..... | 46 |
| 2 | 計画の検証..... | 46 |

第1 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

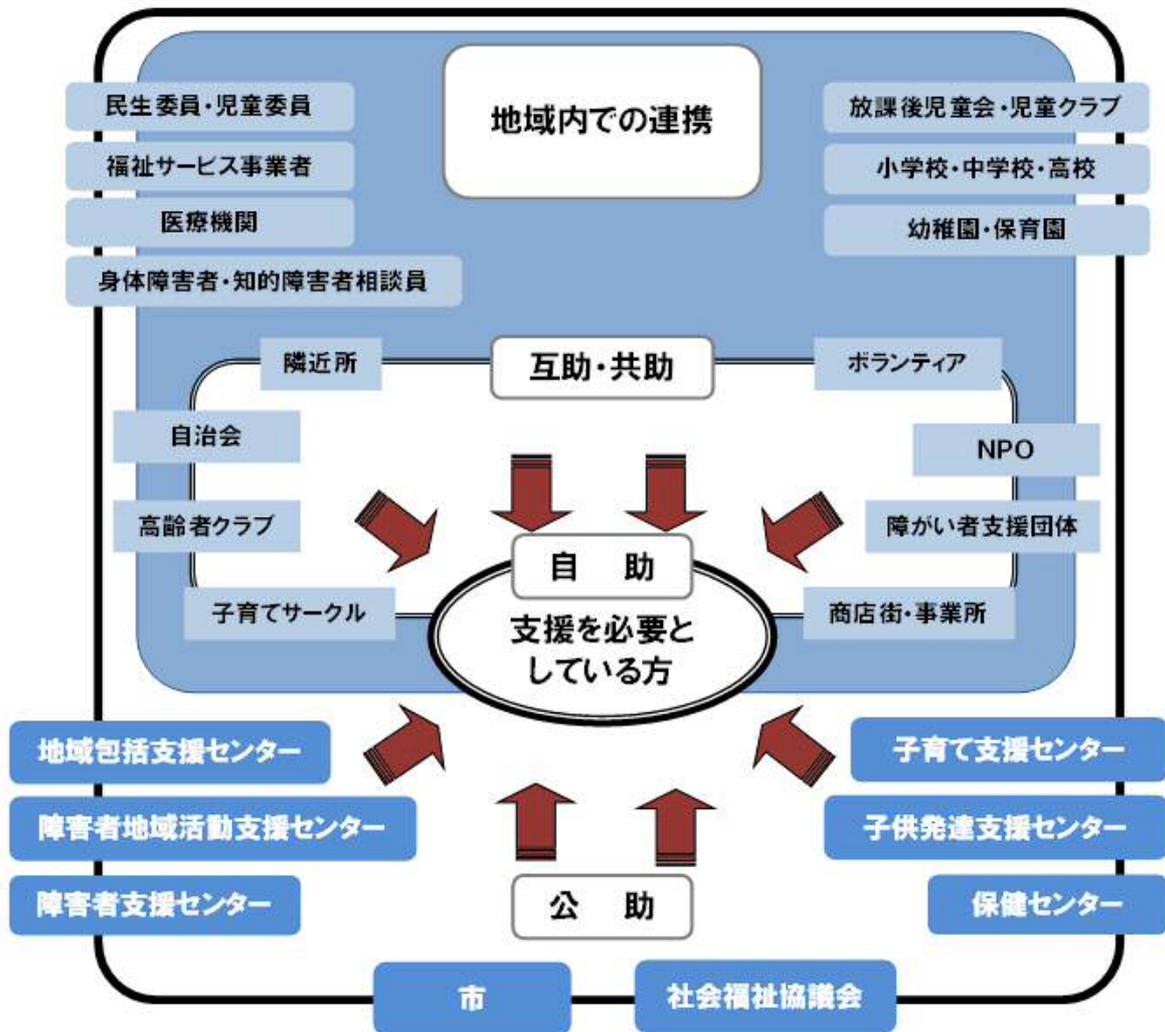
地域福祉計画とは、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「互助・共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、地域の様々な生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

つまり、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援など、それぞれの法律や制度によって、必要なサービスを提供するための計画ではなく、「どのようにして、地域で支援が必要な方を把握し、地域に関わる全てのものが協働しながら、適切なサービス提供や支援を行っていくのか」という、各福祉分野に共通する課題解決に向けた基本的な目標やその考え方を示すものが、地域福祉計画です。

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの変化により、家庭や地域住民間の連帯感の希薄化が進み、また、近年では東日本大震災の発生、異常気象などに伴う災害への不安など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、社会福祉法の理念を基本とし、日常生活の身近な問題や必要なサービスについて、市民が自ら考え、行政や関係団体などと一体となって、みんなで相互に支えあって地域福祉を推進するために、第2期江別市地域福祉計画（平成22年度～26年度）を見直し、第3期江別市地域福祉計画（平成27年度～31年度）を策定するものです。

地域福祉計画のイメージ図



2 計画の位置付けと関連計画

本計画は、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」で掲げた基本理念である協働のまちづくりとの整合性を図り、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

高齢者や障がい者、子どもなど各福祉分野における具体的な施策については、分野別の各個別計画に基づき展開されます。

そのため、本計画は、福祉に関する分野別計画を含むとともに、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ち合わせています。

※えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>とは？

江別市の10年後の未来に向けて策定された市の最上位計画です。

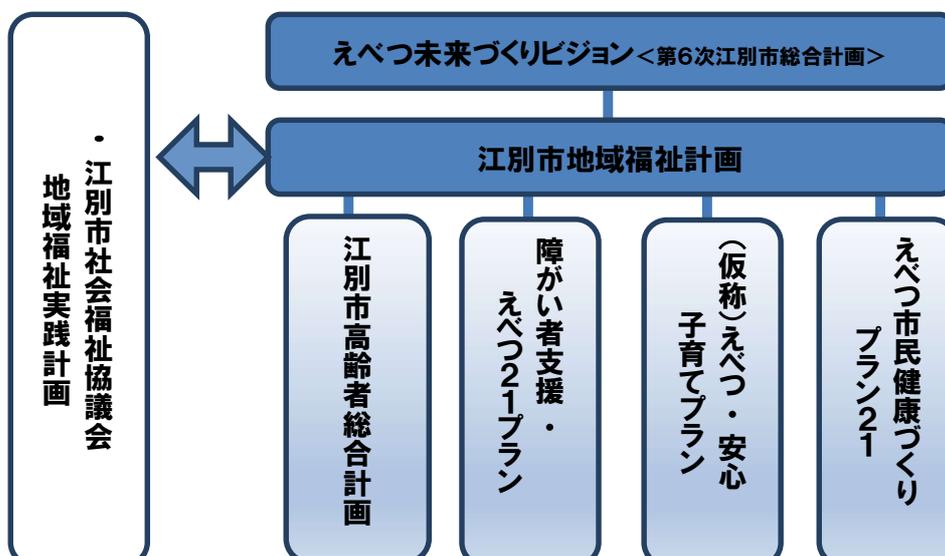
まちづくりの基本理念として、「安心して暮らせるまち」、「活力のあるまち」、「子育て支援のまち」、「環境にやさしいまち」の四つの柱を掲げています。

そして、この基本理念の根幹には、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体や様々な世代が、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら協力して地域課題に取り組む協働のまちづくりがあります。

まちづくりの基本理念 イメージ図



関連計画との位置付け イメージ図



| 分野 | 分野別計画の名称 | 根拠法 | 江別市の計画 |
|----------|------------------|------------------------------------|--|
| 地域福祉 | 市町村地域福祉計画 | 社会福祉法（第107条） | 江別市地域福祉計画 （平成27～31年度） |
| 高齢者福祉・介護 | 市町村老人福祉計画 | 老人福祉法（第20条の8） | 江別市高齢者総合計画 （平成27～29年度） |
| | 市町村介護保険事業計画 | 介護保険法（第117条） | |
| 障がい者福祉 | 市町村障害者計画 | 障害者基本法（第11条） | 障がい者支援・えべつ21プラン ・障がい者福祉計画 （平成27～31年度） ・障がい福祉計画 （平成27～29年度） |
| | 市町村障害福祉計画 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条） | |
| 子育て支援 | 市町村子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法（第61条） | 江別市子ども・子育て支援事業計画 （平成27～31年度） |
| 保健・医療 | 市町村健康増進計画 | 健康増進法（第8条） | えべつ市民健康づくりプラン21（平成26～35年） |

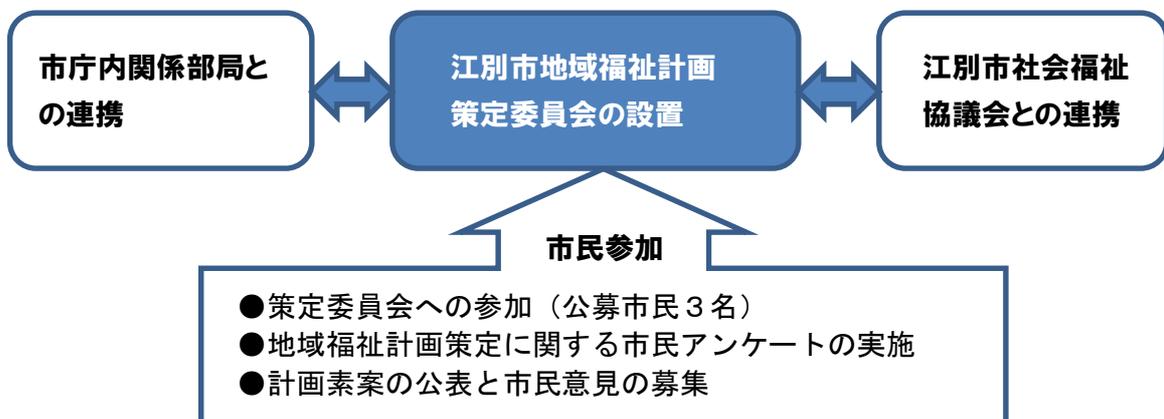
3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、5年間を一期として策定するものです。

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第2期江別市地域福祉計画 | 計画期間 | | | | | |
| 第3期江別市地域福祉計画 | 見直し | 計画期間 | | | | |

4 計画策定の方法

本計画は、以下のとおり公募市民3名を含む江別市地域福祉計画策定委員会を中心に、市民アンケートや計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）などを踏まえて策定しました。



(1) 江別市地域福祉計画策定委員会での審議

本計画は、学識経験者、各種団体代表、公募によって選ばれた地域福祉に関心のある市民合わせて12名で構成する江別市地域福祉計画策定委員会を設置し、策定作業を進めてきました。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に係る基礎資料として、市民における生活課題、地域福祉を推進する担い手としての意識や参加意向等を把握するため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 調査方法

【対象地区】 江別市全域

【対象者数】 江別市に居住する18歳以上の個人（外国人を除く）3,000名

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

【調査時期】 平成26年10月

② 回収結果

| | 件数 | 回収率 (%) |
|----------|-------|---------|
| 標本数（発送数） | 3,000 | — |
| 回収数 | 1,257 | 41.9 |
| 有効 | 1,257 | 41.9 |
| 無効 | 0 | 0.0 |

(3) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施

本計画については、今後5年間の福祉に関する江別市の基本的な考え方を示すものとなるので、市のパブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき、計画の内容を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めて、提出された意見などを考慮したものとするため、市民意見の公募を行いました。

◎ 実施概要

【公表方法】 江別市ホームページ、福祉課窓口他市内の主な公共施設

【周知方法】 広報えべつ、江別市ホームページへの掲載

【募集方法】 持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法

【募集期間】 平成27年1月5日～平成27年2月4日

(4) 庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携を図り、関連する施策の実績評価、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行い、計画に反映しました。

また、事務局に江別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の職員が参画し、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と整合性がある計画となるよう留意しました。

5 計画策定に係る国の方向性

(1) 地域福祉の更なる推進

東日本大震災や昨今の社会的孤立の問題などから、地域のきずなの必要性が再認識され、国は、これまで以上に地域福祉の推進が求めていると認識しています。

国は、特に孤立死については、孤立死が生じるのは、互いに支えあう地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政に把握されにくいことなど、様々な要因があると整理しており、

- ① 地方自治体の福祉担当部局に生活困窮者に関する情報の一元化を要請
- ② 福祉担当部局と高齢者団体、障害者団体、民生委員などとの相互の連携強化を依頼
- ③ 電気・ガス、水道事業者と福祉担当部局との連携等に際し、生命、身体、財産の保護が必要なケースでは、個人情報提供の制限を適用しないことへの理解促進
- ④ 地域づくりの促進等（孤立死対策に有効な地域ネットワークの構築やコミュニティの活用促進等の先進的な取組みについて、国庫補助を実施（孤立死について優先的に採択）

などを盛り込んだ孤立死の防止対策について各都道府県などに通知し、積極的な推進を求めています。

(2) 生活困窮者の自立支援対策の推進

平成25年12月に生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、平成27年4月から施行されます。この法律は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで制度の狭間に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、平成27年度からは生活困窮者の自立支援のための事業が実施されます。この事業は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が、困窮した状態から早く抜け出すことができるように、支援していくためのものです。

生活困窮者の多くは、学校、職場、近隣といった人間関係の中で様々な困難を抱えています。こうした生活困窮者が次の一歩を踏み出すためには、一人ひとりが社会とのつながりを強め、周囲から認められているという実感を得ることが必要です。

このような支援体制を構築することは、容易ではないかもしれませんが、これは、一人の生活困窮者を救済するのみならず、「地域で支えられていた方」が「地域を支える方」に回るための必要な仕組みであると国は考えています。

この事業は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取り組むよう、国は求めています。

なお、この法律に基づく各事業については、以下のとおりです。

① 自立相談支援事業（必須事業）

生活困窮者に対する相談窓口を設置して、生活困窮者の抱えている課題をアセスメント（評価・分析）し、そのニーズ（欲求や要望）を把握します。そして、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、プラン（自立支援計画）を作成します。さらに、作成されたプランに基づいた各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施するものです。

② 住居確保給付金支給事業（必須事業）

離職により住宅を失った方、又はそのおそれのある生活困窮者で、所得等が一定水準以下の方に対して、就職活動を支えるため、期限を設けて家賃相当額の住居確保給付金を支給する事業です。

以上の事業は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う責務を有すると法律で定められています。

また、この他に任意事業として定められているものは以下のとおりです。

③ 就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識や能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施する事業です。

④ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食の供与などを行う事業です。

⑤ 家計相談支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成などの家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付けのあっせんなどを行う事業です。

この他に、生活困窮家庭の子どもに対して学習援助を行う事業など、生活困窮者の自立の支援を図るために必要な事業が円滑に行われるように、国や各都道府県も援助を行うよう法律で定められています。

第2 地域を取り巻く現状と課題

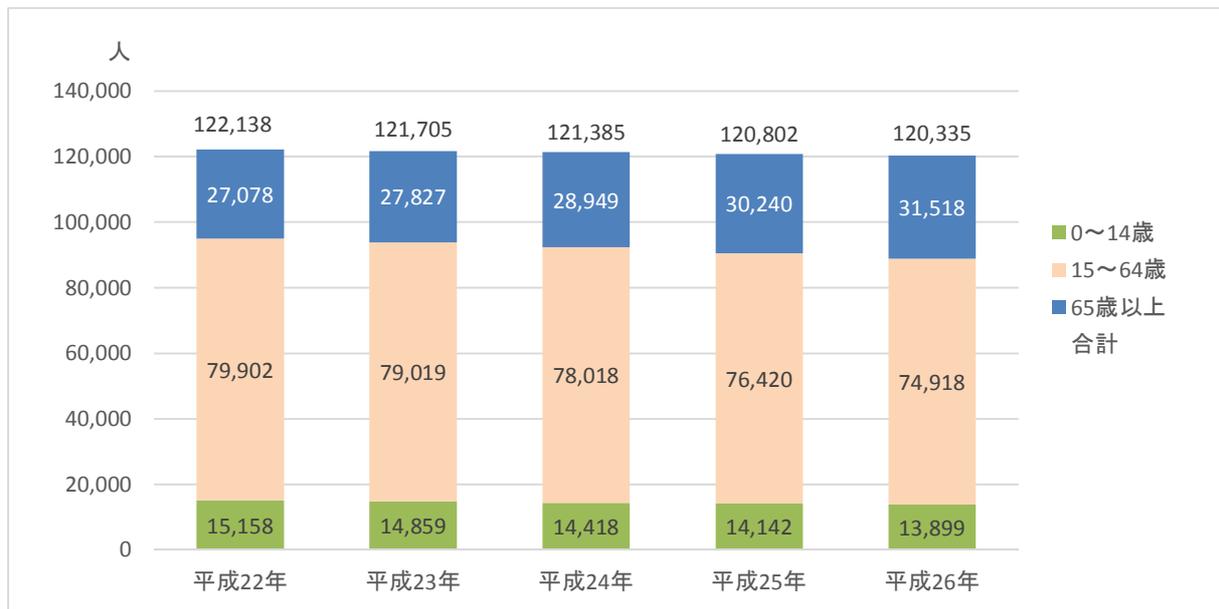
1 人口及び世帯などの状況

(1) 人口

① 人口の推移

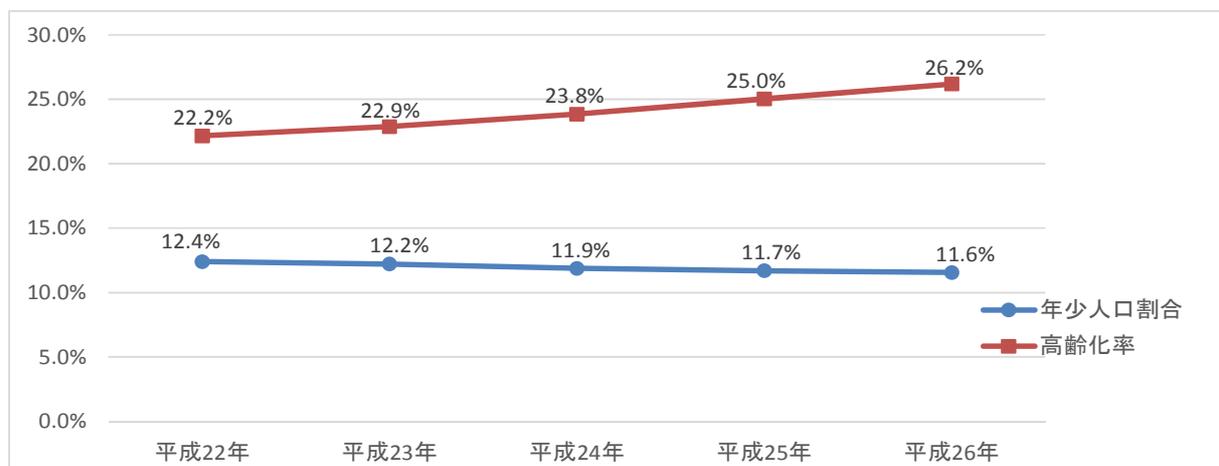
平成22年以降の人口は減少傾向にあり、平成26年には120,335人となっています。年齢別にみると、0～14歳の年少人口は減少傾向にあり、平成26年には13,899人（年少人口割合は11.6%）、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成26年には31,518人（高齢化率は26.2%）となり、少子・高齢化の状況がうかがえます。

図表1 人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

図表2 年少人口割合・高齢化率の推移



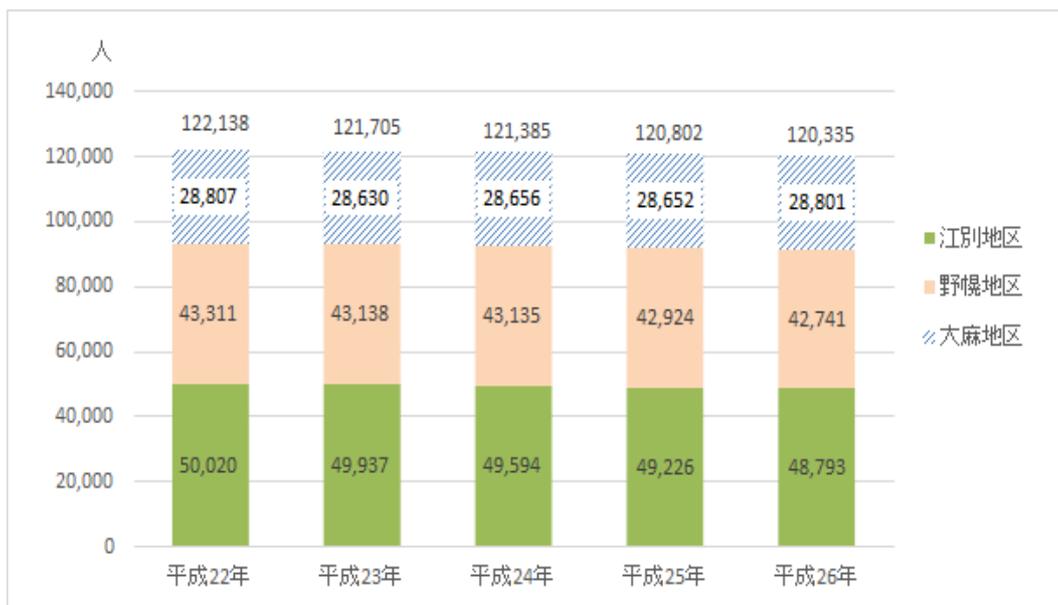
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

② 地区別の状況

平成22年以降の地区別人口は、江別地区、野幌地区は減少傾向にあり、平成26年には江別地区が48,793人、野幌地区は42,741人となっています。

大麻地区は、増減を繰り返していますが、全体的に減少傾向であり、平成26年には28,801人となっています。

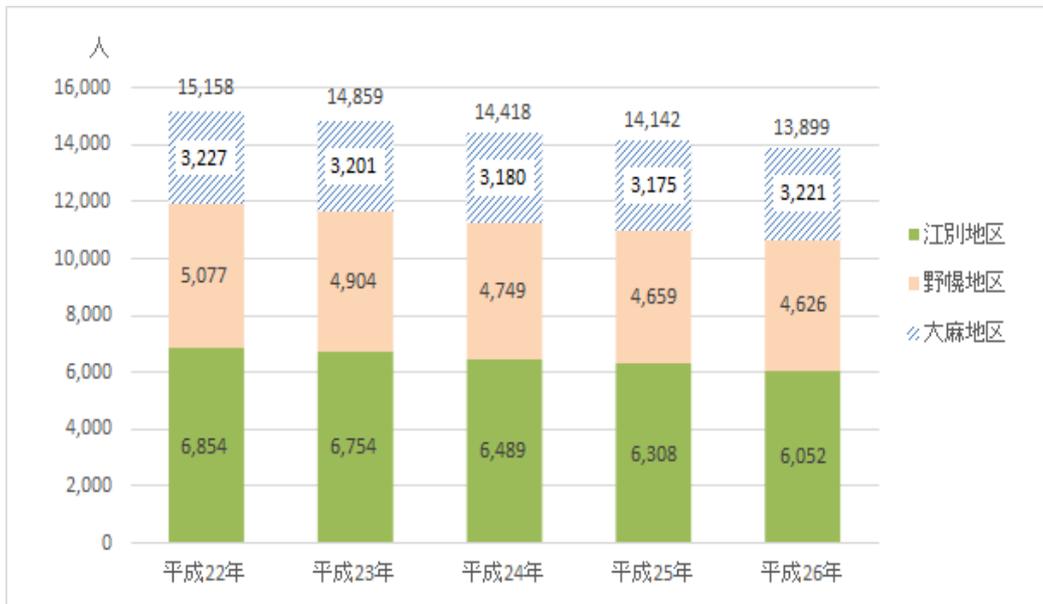
図表3 地区別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

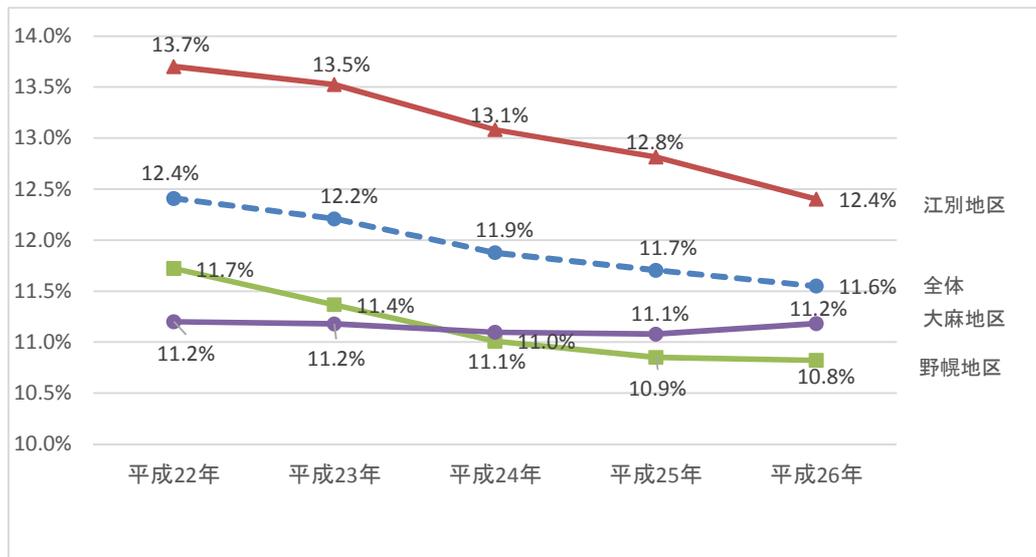
地区別の年少人口割合は、江別・野幌地区は減少傾向、大麻地区はほぼ横ばいとなっており、平成26年は江別地区が12.4%、野幌地区は10.8%、大麻地区は11.2%となっています。

図表4 地区別年少人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

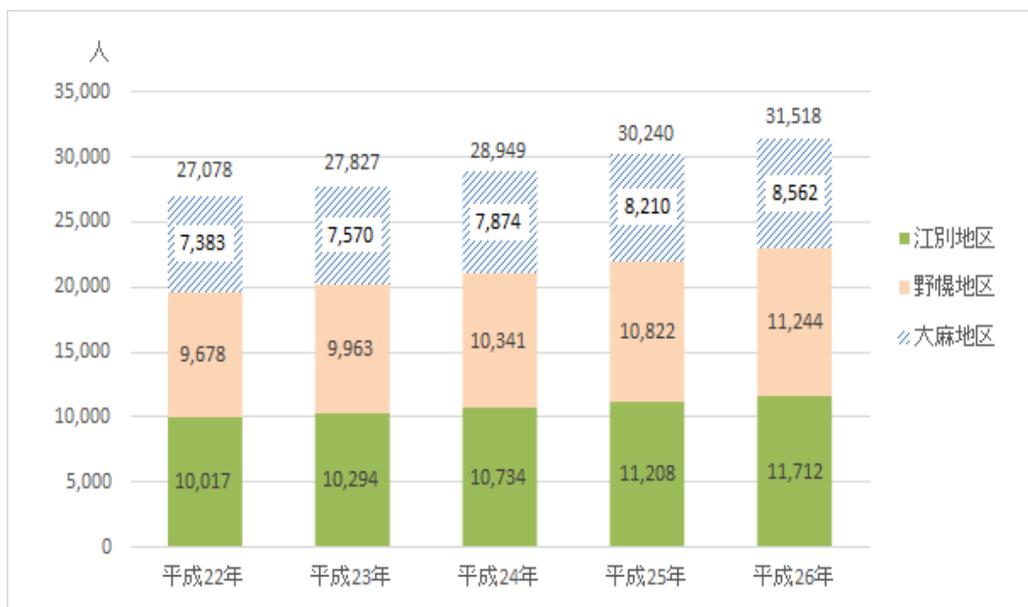
図表5 地区別年少人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

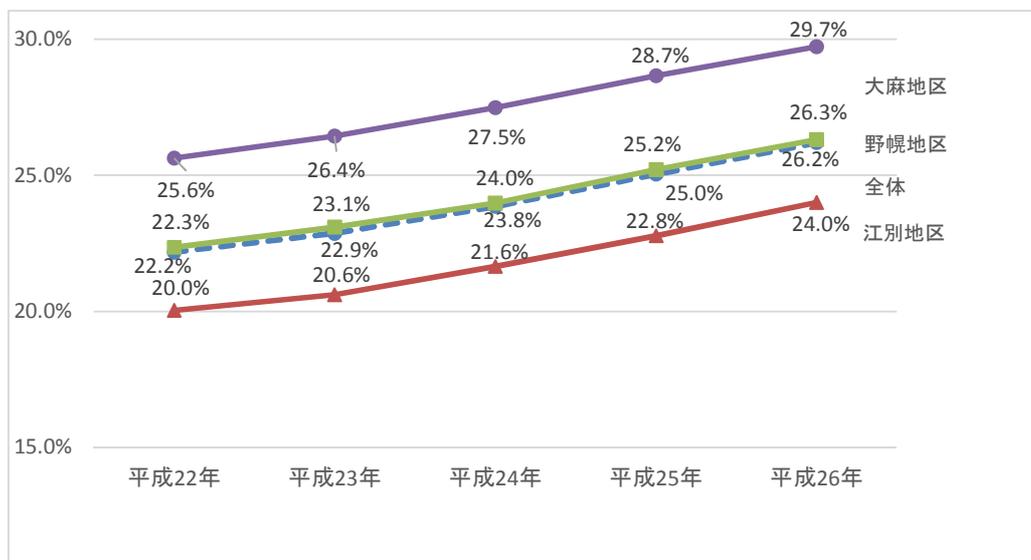
地区別の高齢化率は、いずれの地区とも増加傾向にあります。
 高齢化率は、大麻地区が最も高く、平成26年には29.7%、野幌地区は26.3%、江別地区は24.0%となっています。

図表6 地区別高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

図表7 地区別高齢者率の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

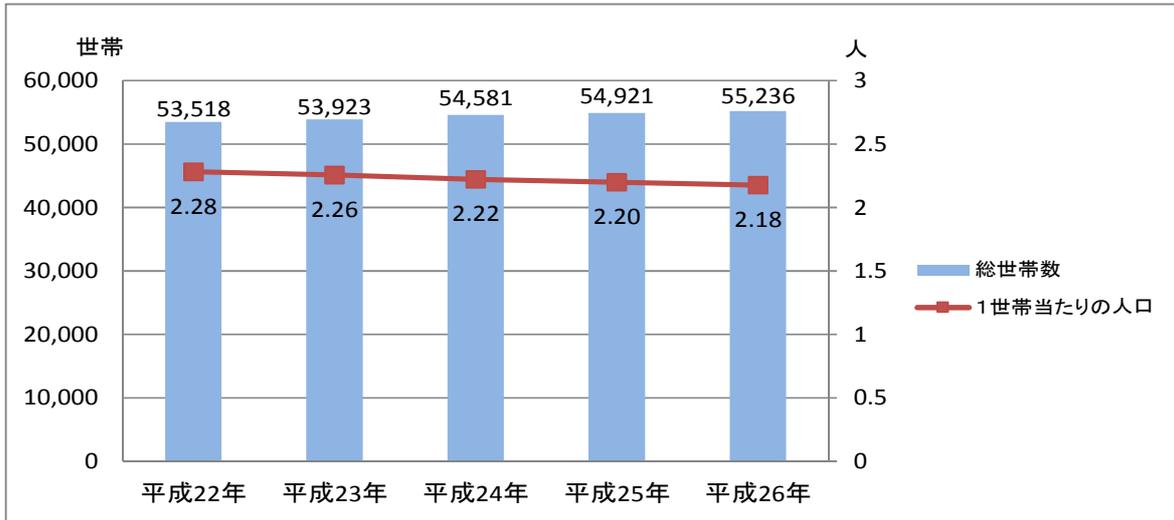
(2) 世帯状況

① 世帯数の推移

平成22年以降の総世帯数は増加傾向にあり、平成26年には55,236世帯となっています。

人口は減少傾向、総世帯数は増加傾向にあるため、1世帯当たりの人口は減少しており、平成26年には2.18人となっています。

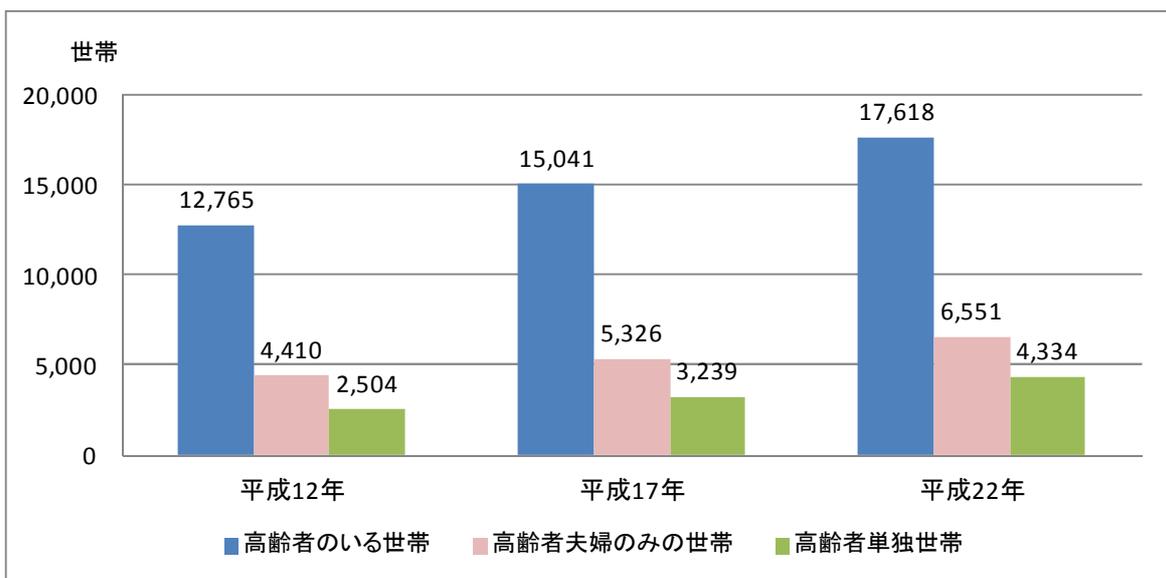
図表8 総世帯数・1世帯当たり人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

また、高齢者世帯は増加傾向にあり、平成22年の高齢者のいる世帯は17,618世帯、高齢者夫婦のみの世帯は6,551世帯、高齢者単独世帯は4,334世帯となっています。

図表9 高齢者世帯の推移



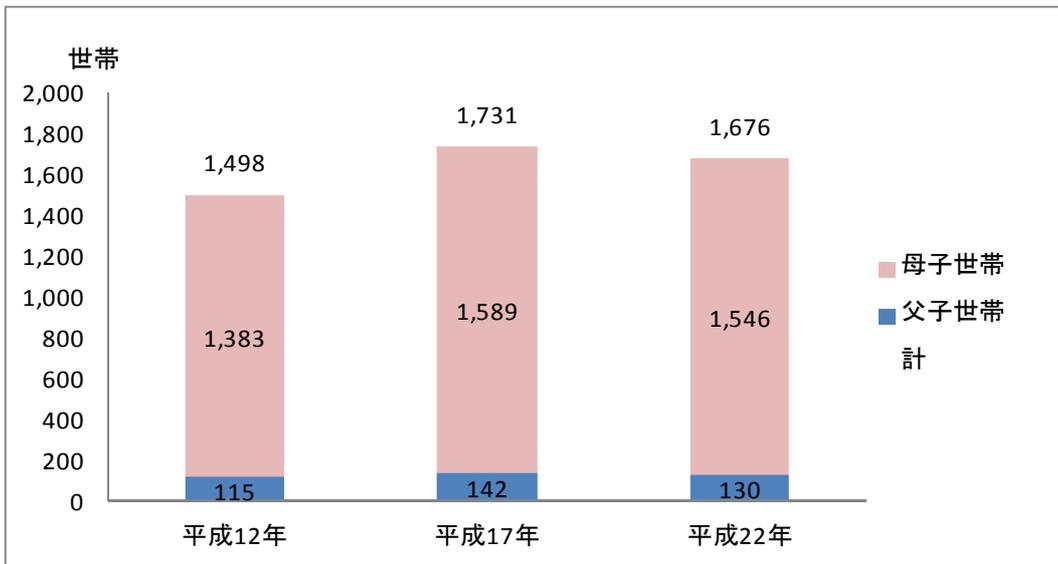
資料：国勢調査

(3) 社会的な支援が必要な市民の状況

① ひとり親世帯数の推移

平成12年以降の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成17年には増加しましたが、平成22年には減少し全体で1,676世帯、うち母子世帯が1,546世帯、父子世帯は130世帯となっています。

図表10 ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移

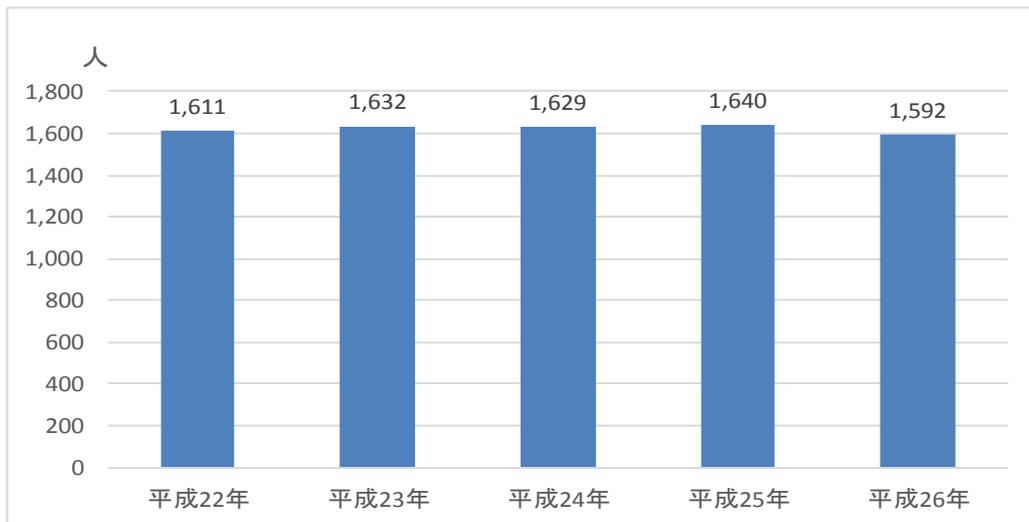


資料：国勢調査

② 生活保護受給者数の推移

平成21年以降の生活保護受給者数は、平成25年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成26年には減少し1,592人となっています。

図表11 生活保護受給者数の推移



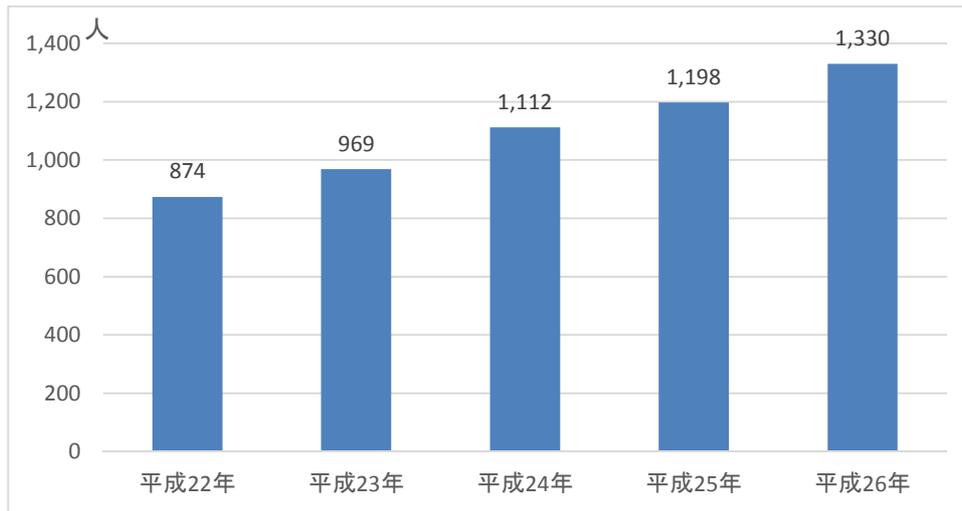
資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

③ 避難行動要支援者の推移

本市は、災害時に自立して避難することが困難な高齢者や障がいのある方などが、安全に避難したり円滑に援助活動を受けることができるように、避難行動要支援者避難支援制度を実施しております。

避難行動要支援者名簿登録者数は増加しており、平成26年には1,330人となっています。

図表 1 2 避難行動要支援者避難支援制度登録者数の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

④ 障がい者数の推移

平成22年以降の障がい者数（手帳交付者数）は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに増加傾向にあり、平成26年には全体で7,542人、うち身体障がい者が5,894人、知的障がい者は1,035人、精神障がい者は613人となっています。

図表 1 3 障がい者数（手帳交付者数）の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

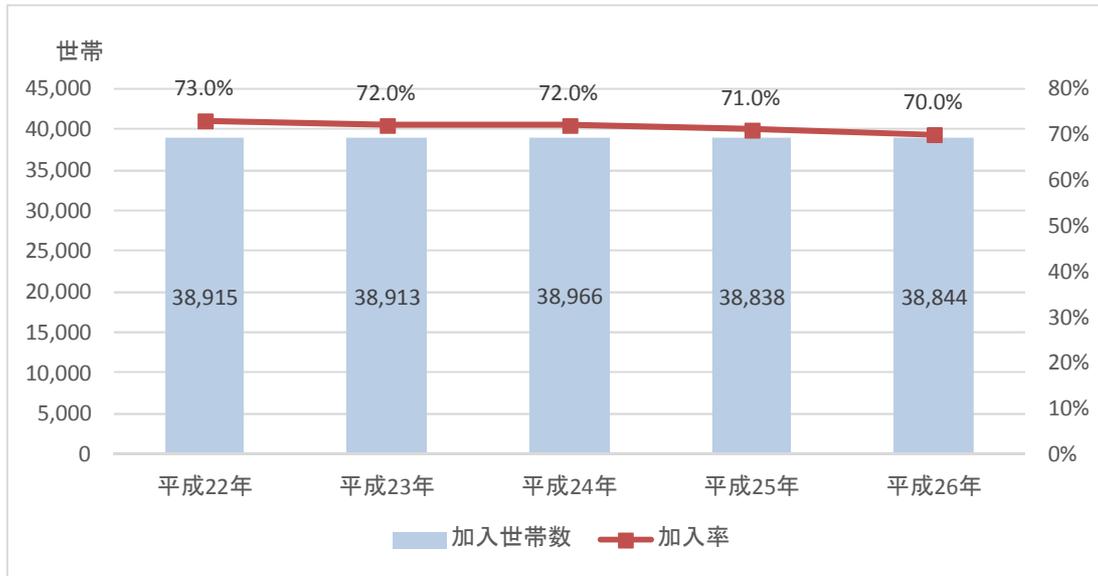
2 地域活動の現状

(1) 自治会の状況

平成26年4月1日現在、市内には162の自治会があります。

自治会加入世帯数は増減を繰り返しており、平成26年には38,844世帯となっていますが、加入率は減少傾向にあり、平成26年には70.0%となっています。また、1自治会当たりの加入世帯数は約239人となっています。

図表14 自治会の加入世帯数・加入率の推移



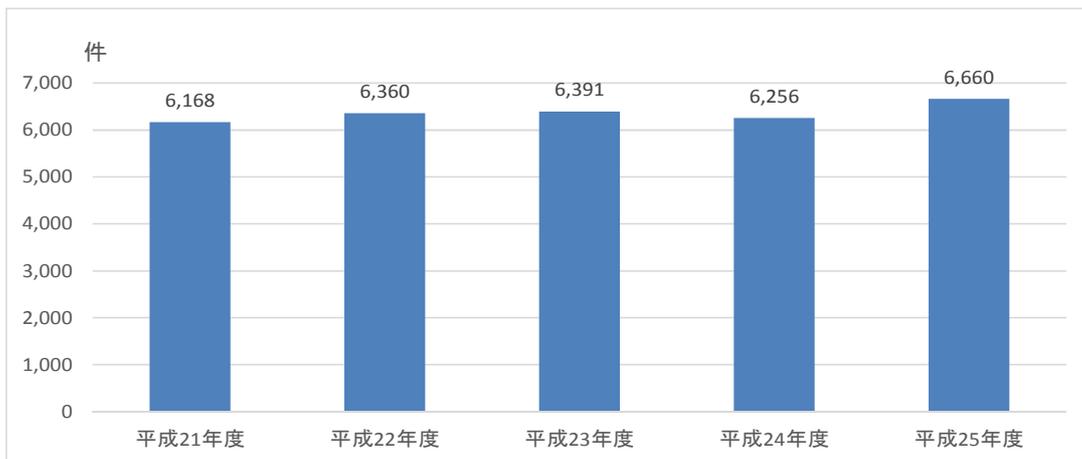
資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

(2) 民生委員・児童委員の状況

平成26年4月1日現在の民生委員・児童委員数（定員数）は248人となっています。

平成21年度以降の相談件数は、増加傾向にあり、特に平成24年度から25年度にかけて増加しており、平成25年度には6,660件となっています。

図表15 民生委員・児童委員の相談件数の推移



資料：江別市調べ

(3) ボランティア団体などの状況

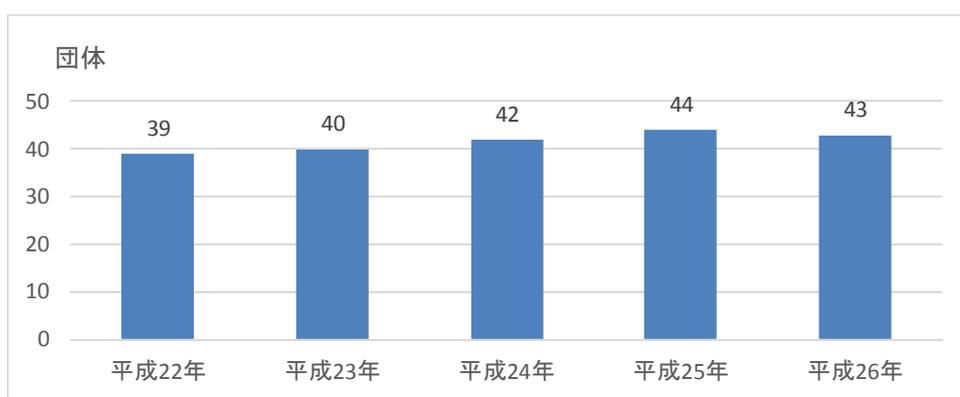
① ボランティアセンターの登録状況

社会福祉協議会にはボランティアセンターがあり、登録ボランティア団体で構成される江別市ボランティア団体連絡会も組織されております。

ボランティアセンターの登録団体数は、おおむね増加傾向で、平成26年には43団体となっています。

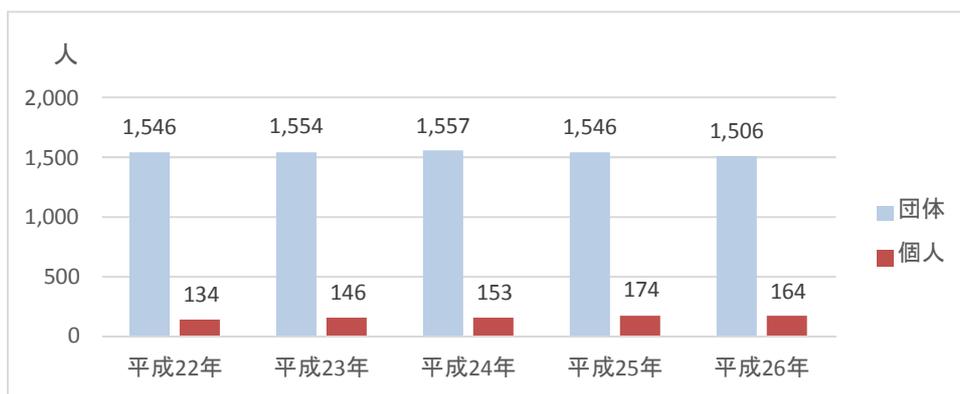
また、ボランティアセンターの登録人数については、団体での登録人数は平成24年以降減少傾向にあり、平成26年には1,506人となっていますが、個人で登録する人数は概ね増加傾向で平成26年度には164人となっています。全体としては、ここ数年は概ね増加傾向にあります。

図表16 ボランティアセンターの登録団体数の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

図表17 ボランティアセンターの登録人数の推移



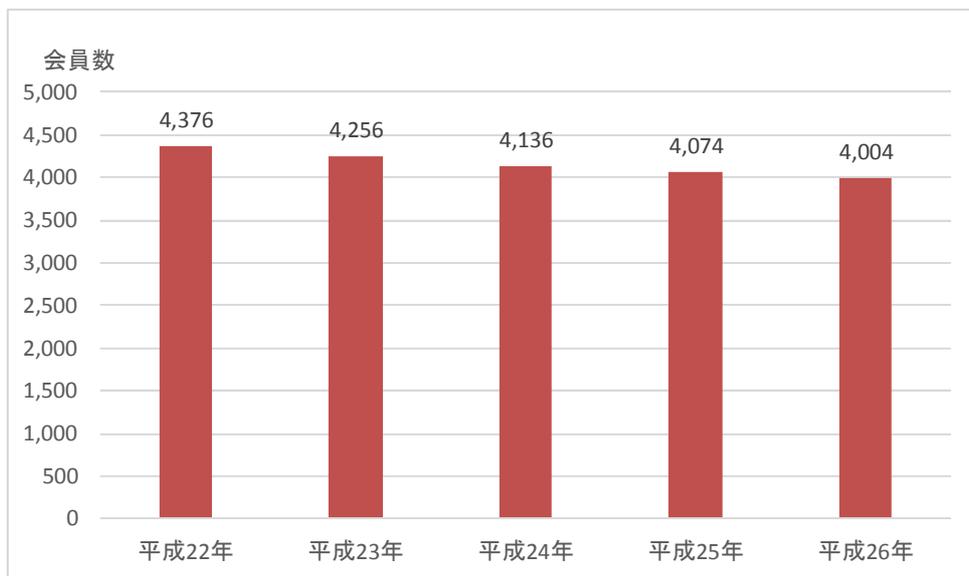
資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

② 高齢者クラブ連合会の状況

平成26年4月1日現在の高齢者クラブ連合数は65となっており、ほぼ横ばいの状況です。

平成22年以降の会員数は減少傾向となっており、平成26年には4,004人となっています。

図表18 高齢者クラブ連合会会員数の推移

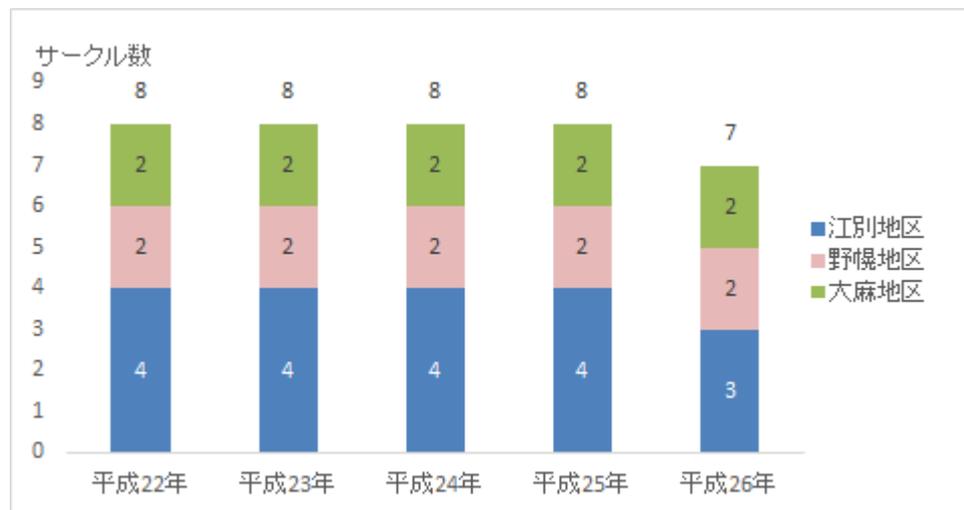


資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

③ 育児サークルの状況

子育て中の母親と子どもを対象とした育児サークルは、平成26年4月1日現在で7サークルとなっています。

図表19 育児サークル数の推移



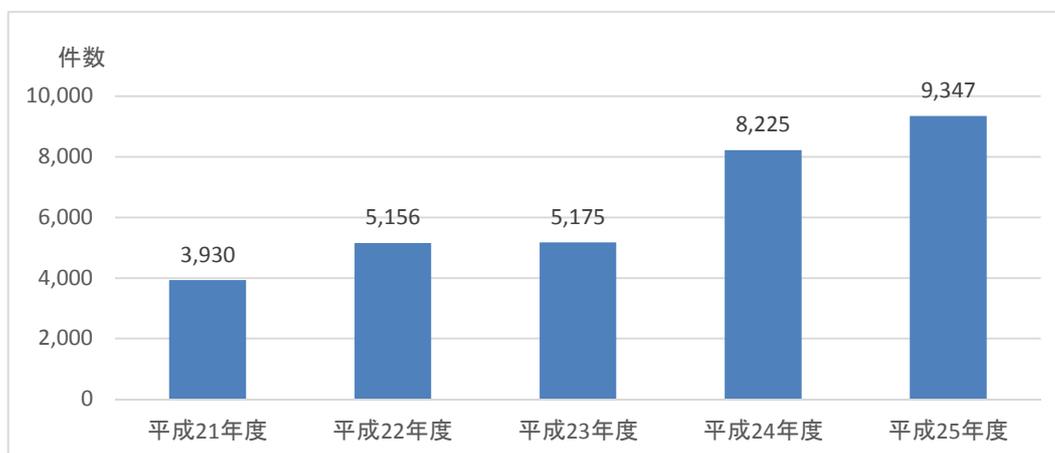
資料：江別市調べ（各年4月1日現在）

(4) 相談状況

① 地域包括支援センター相談件数

平成21年度以降の地域包括支援センターの相談件数は増加傾向にあり、平成25年度には9,347件となっています。

図表20 地域包括支援センターにおける相談件数の推移

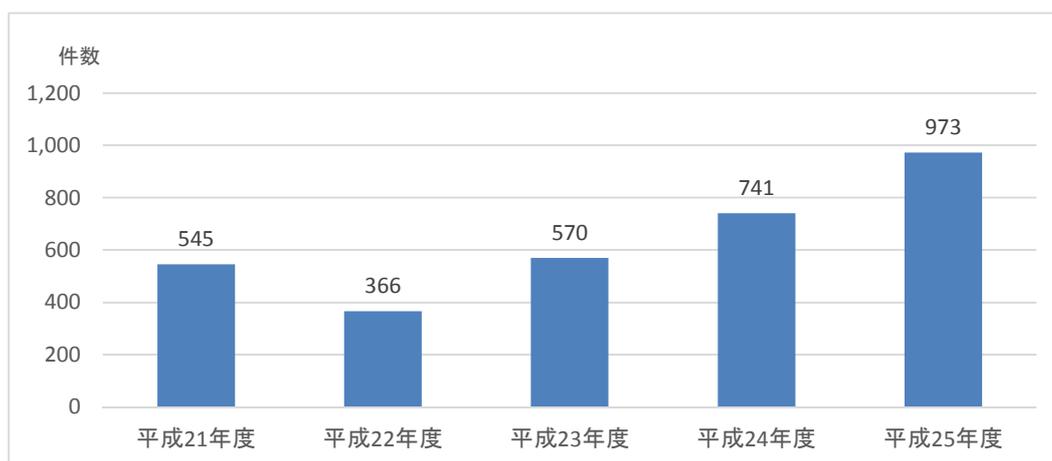


資料：江別市調べ

② 子育てに関する相談件数

子育て知識啓発事業での平成22年度以降の相談件数は増加傾向にあり、平成25年度には973件となっています。

図表21 子育てに関する相談件数の推移



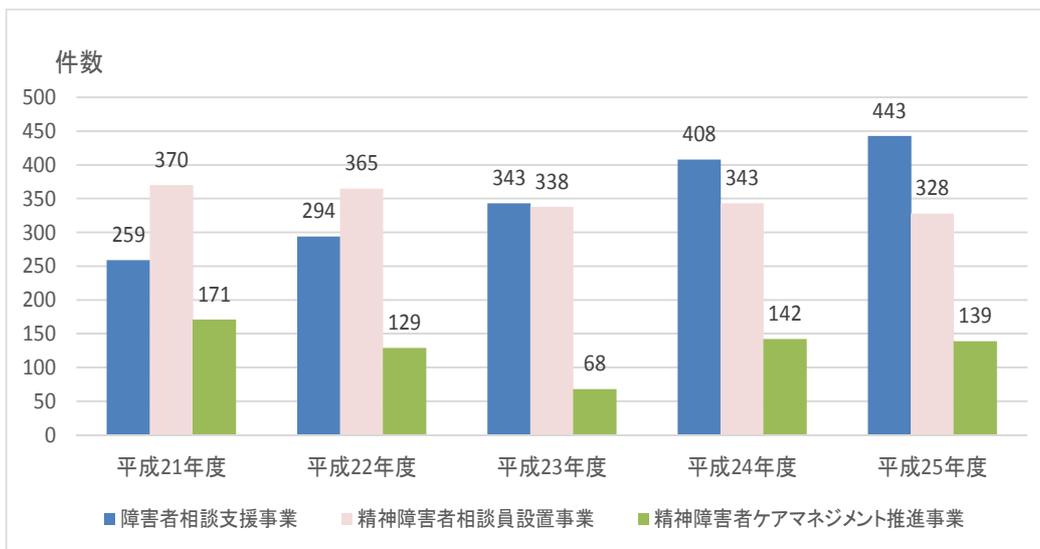
資料：江別市調べ

③ 障がい者に係る相談件数の推移

平成21年度以降の障がい者に係る各事業の相談件数実績については、障害者相談支援事業は増加傾向で、平成25年度には443件となっています。

精神障害者相談員設置事業、精神障害者ケアマネジメント推進事業は、増減を繰り返しており、平成25年度にはそれぞれ328件、139件となっています。

図表22 障がい者に係る相談件数の推移



資料：江別市調べ

3 地域福祉を支える基盤整備の状況

江別市は、高齢者、障がい者、子どもなどが地域で生活するための基盤として、以下のものが整備、確保されています。

■ 都市公園の身障者トイレ設置状況

| | | |
|------|--------------------|-----|
| 地区公園 | ・湯川公園・大麻中央公園・泉の沼公園 | 3ヶ所 |
| 運動公園 | ・飛鳥山公園(青年センターと共有) | 1ヶ所 |
| 緑道 | ・四季のみち | 1ヶ所 |
| 街区公園 | ・かなりあ公園・はんのき公園 | 2ヶ所 |

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

■ オストメイト対応トイレ設置状況

| | | |
|---------|--|------|
| 温水式 | ・江別市立病院・江別市社会福祉協議会・食品加工研究センター・道立埋蔵文化財センター・道立野幌総合運動公園 3ヶ所・道立野幌森林公園自然ふれあい交流館・JR江別駅・JR高砂駅・JR野幌駅・江別第二小学校 | 12ヶ所 |
| 簡易式 | ・道立図書館・JR大麻駅南口 | 2ヶ所 |
| 災害時のみ | ・江別高等学校(簡易式)・大麻高等学校・野幌高等学校 | 3ヶ所 |
| H27設置予定 | ・江別太小学校・江別第一中学校 | 2ヶ所 |

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

■ 音響式信号機、交通弱者用押しボタン付き信号機の設置状況

| | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 音響式信号機 | 22ヶ所 | 交通弱者用押しボタン付き信号機 | 19ヶ所 |
|--------|------|-----------------|------|

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

■ 相談機能のある窓口

| | | |
|------|--|------|
| 相談窓口 | ・江別市役所・江別市社会福祉協議会 ・地域包括支援センター(4ヶ所) ・子育て支援センター(7ヶ所)・障がい者支援施設(3ヶ所) | 16ヶ所 |
|------|--|------|

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

■ JR駅、駅周辺歩道等の整備事業

| 場所 | 事業名 | 事業内容 |
|------------|---------------|---|
| 大麻駅 | JR駅バリアフリー化事業 | ・エスカレーター(車椅子対応) 4基 ・身障者用トイレ(2ヶ所) |
| 江別駅 | JR駅バリアフリー化事業 | ・エレベーター 2基 ・身障者用トイレ 1ヶ所 ・スロープ 2ヶ所 自動ドア 2ヶ所 |
| 野幌駅 | 江別の顔づくり事業 | ・エスカレーター2基 ・身障者用トイレ 1ヶ所 ・エレベーター 2基 |
| 高砂駅前通り歩道橋 | 高砂駅前通り歩道整備事業 | ・エレベーター2基 ・誘導ブロック設置 |
| 14丁目通り歩道 | 14丁目通り歩道整備事業 | ・段差解消・誘導ブロック設置 |
| 大麻東駅前通り | 大麻東駅前通り歩道整備事業 | ・段差解消・誘導ブロック設置 |
| 江別駅跨線人道橋 | 江別駅跨線人道橋整備工事 | ・エレベーター2基(車椅子・自転車対応) ・盲導鈴、防犯カメラ・ブザー設置 ・誘導ブロック設置 |
| 東西グリーンモール | 江別の顔づくり事業 | ・自転車歩行者道新設・誘導ブロック設置 |
| 天徳寺グリーンモール | 江別の顔づくり事業 | ・歩道拡幅・誘導ブロック設置 |
| 旭通 | 江別の顔づくり事業 | ・新設・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 野幌駅北口駅前広場 | 江別の顔づくり事業 | ・広場再整備・誘導ブロック設置・ロードヒーティング設置 |
| 鉄西線 | 江別の顔づくり事業 | ・歩道拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 自由通路 | 江別の顔づくり事業 | ・自転車歩行者道新設・誘導ブロック設置・ロードヒーティング設置 |

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

■ 住居等の整備状況

| | | |
|-----------|------|-----------------------|
| シルバーハウジング | 60戸 | (道営サンゴールドヴィラ) |
| 単身向け市営住宅※ | 129戸 | (中央33戸、あけぼの36戸、新栄60戸) |

※60歳以上、障がい者、生活保護などの場合に入居資格があります。

〈資料：江別市調べ(平成26年10月1日現在)〉

4 第2期地域福祉計画の評価

前期計画である第2期地域福祉計画の取り組み状況については、以下のとおりです。

| 基本目標 | 基本施策 | 主要施策 | 事業数 | 評価 | | | | |
|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | 5. 非常に評価できる | 4. かなり評価できる | 3. 普通に評価できる | 2. 少し評価できる | 1. ほとんど評価できない |
| 基本目標1 みんなで取り組む福祉サービスの仕組みづくり | | | | | | | | |
| 1 関係機関などの連携によるサービスの調整 | (1) ケアマネジメントの推進 | | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | (2) 関係機関などの連携によるサービスの調整 | 16 | 0 | 8 | 7 | 1 | 0 |
| | | | 小計 | 18 | 0 (0.0%) | 10 (55.5%) | 7 (38.9%) | 1 (5.6%) |
| | | 2 相談窓口と情報提供の充実 | (1) 地域の相談窓口の充実 | | 8 | 1 | 6 | 1 |
| (2) 訪問相談体制の充実 | 3 | | | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | (3) 福祉サービスに関する情報提供の充実 | | | 20 | 0 | 3 | 16 | 1 |
| 小計 | | | | 31 | 2 (6.5%) | 11 (35.5%) | 17 (54.8%) | 1 (3.2%) |
| 3 サービスを安心して利用できる仕組みづくり | (1) 福祉事業者の事業内容の公開 | | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | | (2) 福祉サービスの苦情相談と問題解決の仕組みの周知 | 7 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| | | | (3) 高齢者、障がいのある方の権利擁護への支援 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 小計 | | 11 | 0 (0.0%) | 2 (18.2%) | 8 (72.7%) | 1 (9.1%) |
| 合計 | | 60 | 2 (3.3%) | 23 (38.4%) | 32 (53.3%) | 3 (5.0%) | 0 (0.0%) | |
| 基本目標2 みんなで支える福祉事業の基盤づくり | | | | | | | | |
| 4 福祉事業者の育成・基盤整備 | (1) 民間事業者などの参入に向けての情報提供 | | 7 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | | (2) 行政と民間の役割分担の見直し | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | | | 小計 | 9 | 0 (0.0%) | 1 (11.1%) | 8 (88.9%) | 0 (0.0%) |
| 5 福祉を担う人材の育成・確保 | (1) ボランティア人材の育成 | | 8 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| | | (2) 民生委員・児童委員の活動促進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | | (3) 企業等の人的、物的資源の活用促進 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | | 小計 | | 13 | 0 (0.0%) | 8 (61.5%) | 5 (38.5%) | 0 (0.0%) |
| 合計 | | 22 | 0 (0.0%) | 9 (40.9%) | 13 (59.1%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | |
| 基本目標3 みんなで参加する支援のネットワークづくり | | | | | | | | |
| 6 地域による福祉活動の促進 | (1) 自治会による地域福祉活動の促進 | | 5 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | | (2) 高齢者・障がいのある方などを含めた幅広い地域福祉活動への参加促進 | 7 | 0 | 1 | 5 | 1 | 0 |
| | | | (3) 災害時における要援護者への支援体制の整備 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | | 小計 | | 15 | 1 (6.7%) | 8 (53.3%) | 5 (33.3%) | 1 (6.7%) |
| 7 ボランティアによる福祉活動の促進 | (1) ボランティア団体などの活動内容についての情報提供 | | 18 | 0 | 4 | 13 | 1 | 0 |
| | | (2) ボランティアの人材登録の促進 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | | | (3) ボランティア活動と市民活動との連携強化 | 7 | 0 | 5 | 2 | 0 |
| | | 小計 | | 27 | 0 (0.0%) | 10 (37.0%) | 16 (59.3%) | 1 (3.7%) |
| 合計 | | 42 | 1 (2.4%) | 18 (42.8%) | 21 (50.0%) | 2 (4.8%) | 0 (0.0%) | |
| 基本目標4 みんなで育てる福祉の環境づくり | | | | | | | | |
| 8 体験、学習による支えあいの意識づくり | (1) 福祉体験・福祉研修会開催などの情報提供 | | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | | (2) 青少年の福祉体験の促進 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| | | | 小計 | 7 | 0 (0.0%) | 3 (42.9%) | 4 (57.1%) | 0 (0.0%) |
| 9 快適に暮らせる地域の環境づくり | (1) 地域でのバリアフリー環境の確保 | | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | | (2) 地域で安心して暮らせる環境整備 | 10 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 |
| | | | 小計 | 14 | 1 (7.1%) | 7 (50.0%) | 6 (42.9%) | 0 (0.0%) |
| 合計 | | 21 | 1 (4.8%) | 10 (47.6%) | 10 (47.6%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | |
| 総合計 | | 145 | 4 (2.8%) | 60 (41.4%) | 76 (52.4%) | 5 (3.4%) | 0 (0.0%) | |

第2期計画では、基本理念を本計画と同じく「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」と定め、基本目標として「みんなで取り組む福祉サービスの仕組みづくり」、「みんなで支える福祉事業の基盤づくり」、「参加・ネットワークみんなで参加する支援のネットワークづくり」、「みんなで育てる福祉の環境づくり」に基づく各施策を展開してきました。

また、この計画の中で、計画の検証について、市民意識や活動実態の把握に努めるとともに評価を行い、施策の推進に反映させていくこととしていることから、各年度における評価を市の事務事業評価に準じて、関係各所属の各担当及び社会福祉協議会において実施しております。

平成25年度の評価結果では、「非常に評価できる（評価5）」の割合が2.8%、「かなり評価できる（評価4）」の割合が41.4%、「普通に評価できる（評価3）」の割合が52.4%となっており、合わせると96.6%が目標達成に向けて計画どおりに進んでいます。

ただし、その中でも一部の事業において、評価が低いものもあります。

まず、「みんなで取り組む福祉サービスの仕組みづくり」の中では、「関係機関などの連携によるサービスの調整」、「福祉サービスに関する情報提供の充実」、「高齢者、障がいのある方の権利擁護への支援」のそれぞれで評価の低い事業もあることから、関係機関との連携、情報提供、そして、権利擁護への支援、特に成年後見制度利用支援を行う取組を一層強化することが求められます。

次に、「参加・ネットワークみんなで参加する支援のネットワークづくり」の中では、「高齢者・障がいのある方などを含めた幅広い地域福祉活動への参加促進」、「ボランティア団体などの活動内容についての情報提供」の中でも評価の低い事業があるので、地域福祉活動への参加や活動の拡大を促す契機とするためにも、見やすいホームページづくりや積極的な情報発信を継続する必要があります。

第2期計画のスタート後、4年間たったところでの評価においては、重点的な取組によって高齢者支援を行う関係機関での連携が進み、支援の充実と社会基盤の整備が同時に図られていること、また、地域福祉を推進する中核組織である社会福祉協議会の取組が事業全般において効果を上げていることなどが評価されます。

しかし、高齢者、障がい者の社会参加の重要性や、要介護者、要援護者等支援を必要とする方の増加に伴い、福祉ニーズや地域の生活課題は多種多様化していることから、今後は、より横断的に支援に取り組む体制づくりを充実させる必要があります。

また、市民による福祉やボランティア活動への高い関心もうかがえることから、市民自らが地域福祉活動に参加できるような機会を提供し、自発的な活動を促進することで、市民協働による地域福祉のまちづくりを一層推進していくことができると考えられます。

地域福祉の実践的役割を担う社会福祉協議会の取組の効果をひとつの牽引力とし、引き続き、計画の理念である「みんなで支えあう地域づくり」の実現と向上を目指し、市民、関係団体、社会福祉協議会、行政が一体となった地域福祉計画の実行、検討を重ねていくことが重要であると考えます。

5 地域福祉の推進に係る課題

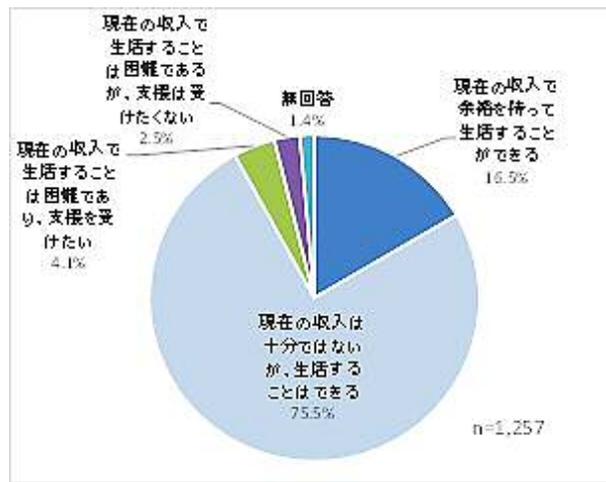
(1) 社会的支援が特に必要な市民の早期把握・対応

【現状】

アンケート調査において、世帯の家計状況から、生活が困窮していると想定される回答者※は6.6%となっています。

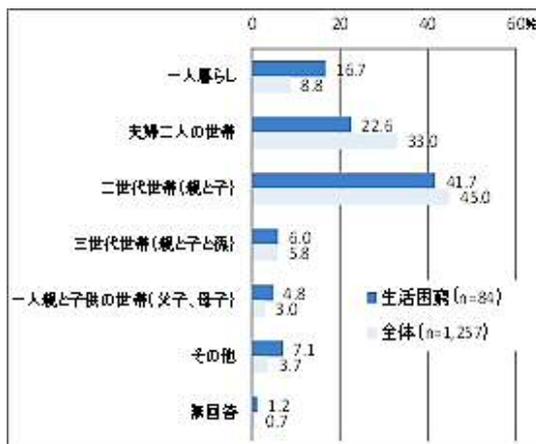
全体と比較すると、一人暮らしの方や70歳以上の方が多くなっています。

図表 2 3 世帯の家計状況

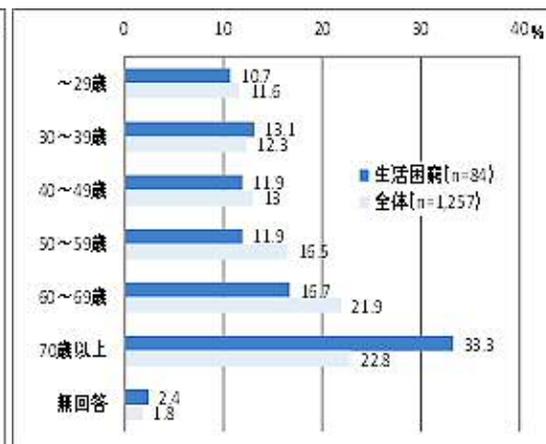


※「現在の収入で生活することは困難であるが、支援は受けたくない」「現在の収入で生活することは困難であり、支援を受けたい」の合計

図表 2 4 世帯の家計状況（世帯構成別）

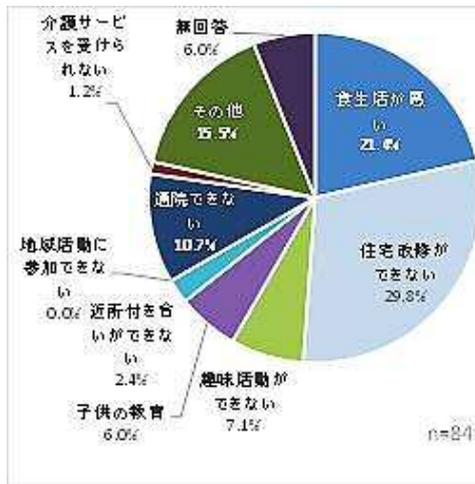


図表 2 5 世帯の家計状況（年代別）

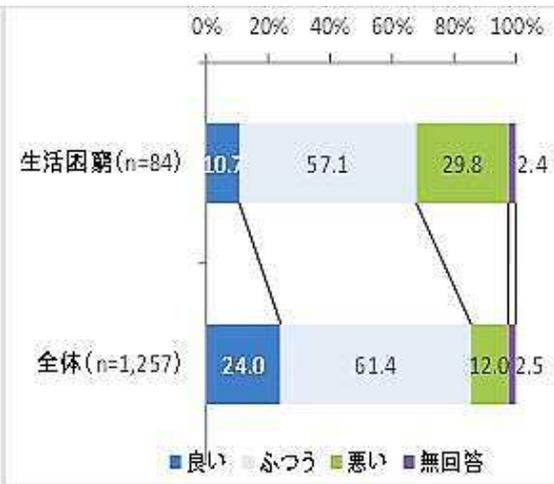


また、現在の収入が少ないことにより、「住宅改修ができない」「食生活が悪い」といった課題が生じており、健康状態は全体と比較して、「悪い」との回答が多くなっています。

図表 26 日常生活において、問題や不安なこと
(生活が困窮していると想定される回答者)



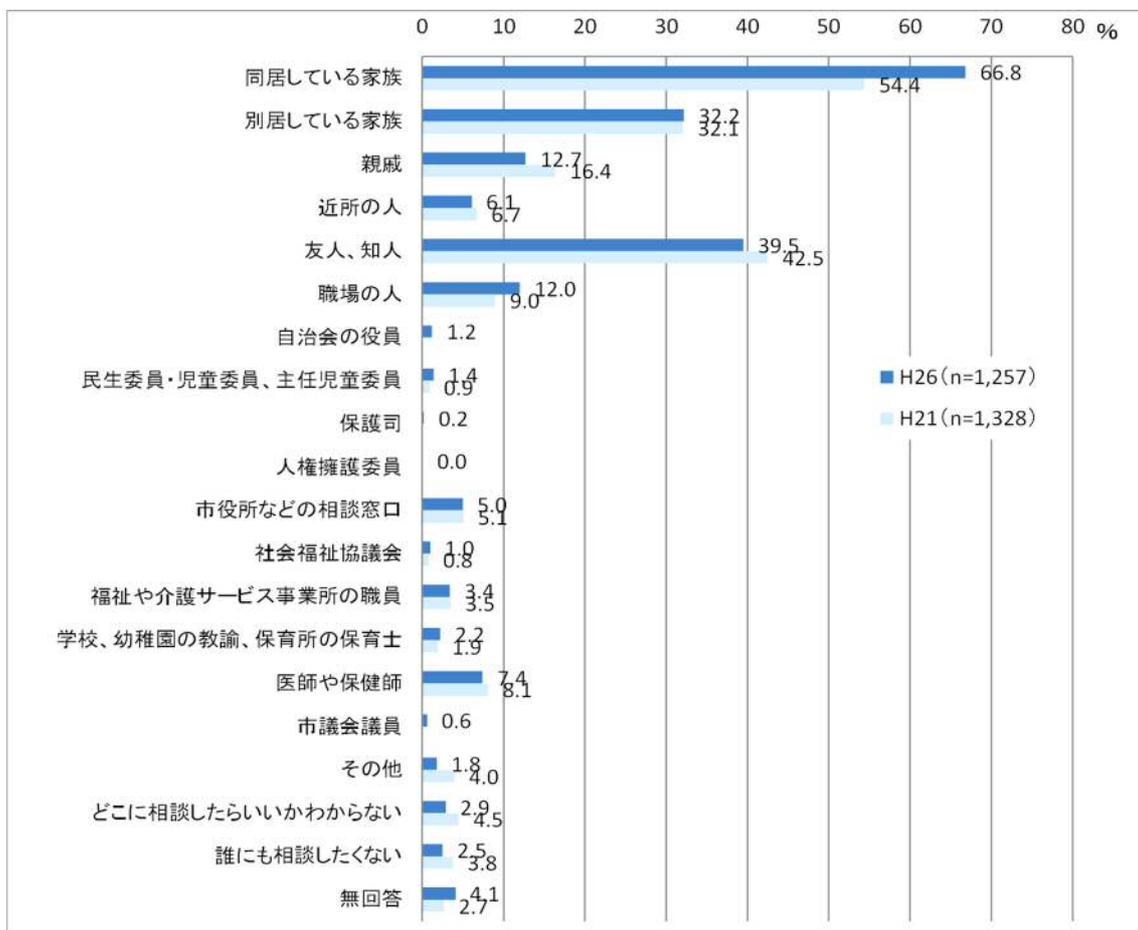
図表 27 健康状態



日常生活の問題や不安なことについての相談相手については、「同居している家族」が最も多く、前回調査（平成21年実施）と比較するとその割合は増加しています。

既婚の回答者は、「配偶者」に相談することが多いと推察されますが、死別等で配偶者がいなくなった後に、相談相手を確保できるかが課題になると考えられます。

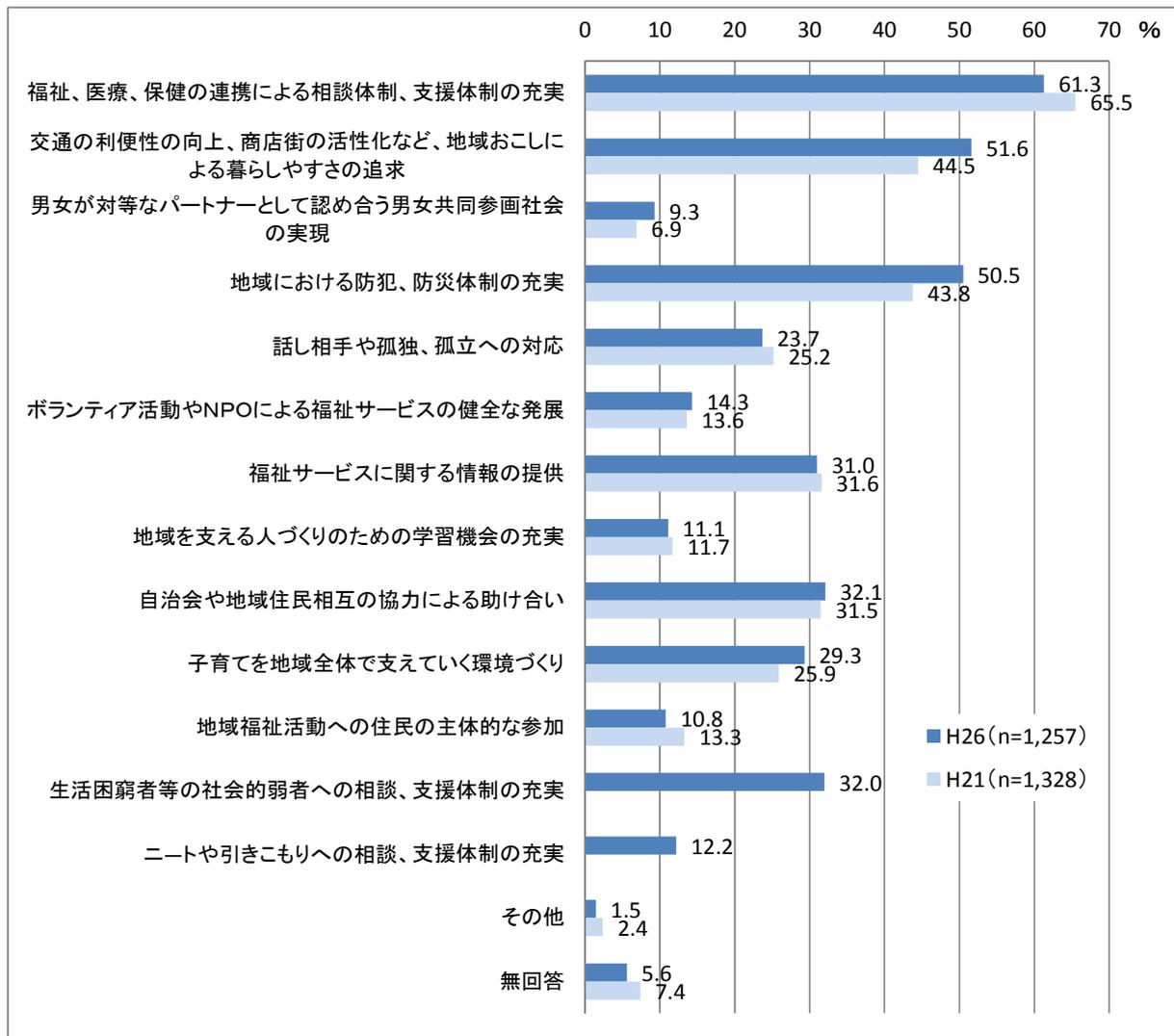
図表 28 日常生活の問題や不安なことについての相談相手（前回調査との比較）



住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために大切なことについては、「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」が61.3%で最も多くなっています。

今回の計画策定に合わせて、「生活困窮者等の社会的弱者への相談、支援体制の充実」や「ニートや引きこもりへの相談、支援体制の充実」の項目を新たに設けたところ、それぞれの支援体制などに対して充実を求める回答も多くなっています。

図表29 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために大切なこと（前回調査との比較）



【課題】

生活困窮者、避難行動要支援者、虐待を受けている子どもなど、社会的な支援が必要な市民を、いかに早期に発見し適切な支援につなげるかが重要となります。

社会的支援が必要な市民を早期に把握・対応するため、地域の相談窓口などを確実に周知するとともに、地域のネットワークを活かしながら、訪問相談などによる把握を積極的に推進することが重要です。

そして、分野横断的な視点で、本人の生活課題を適切に把握し、きめ細やかなサービスを提供するための体制づくりも大切です。

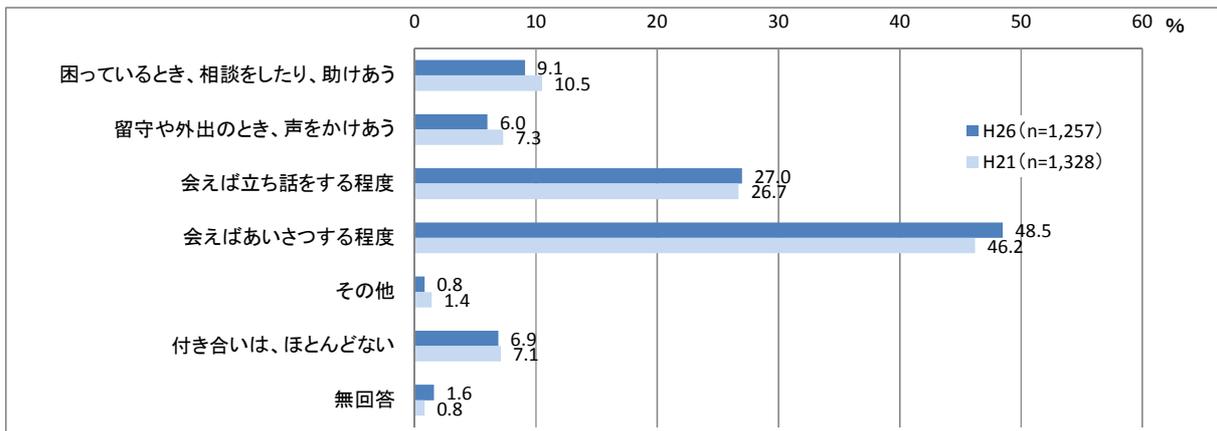
(2) 地域のつながりの強化

【現状】

① 近所などとのつながりや満足度

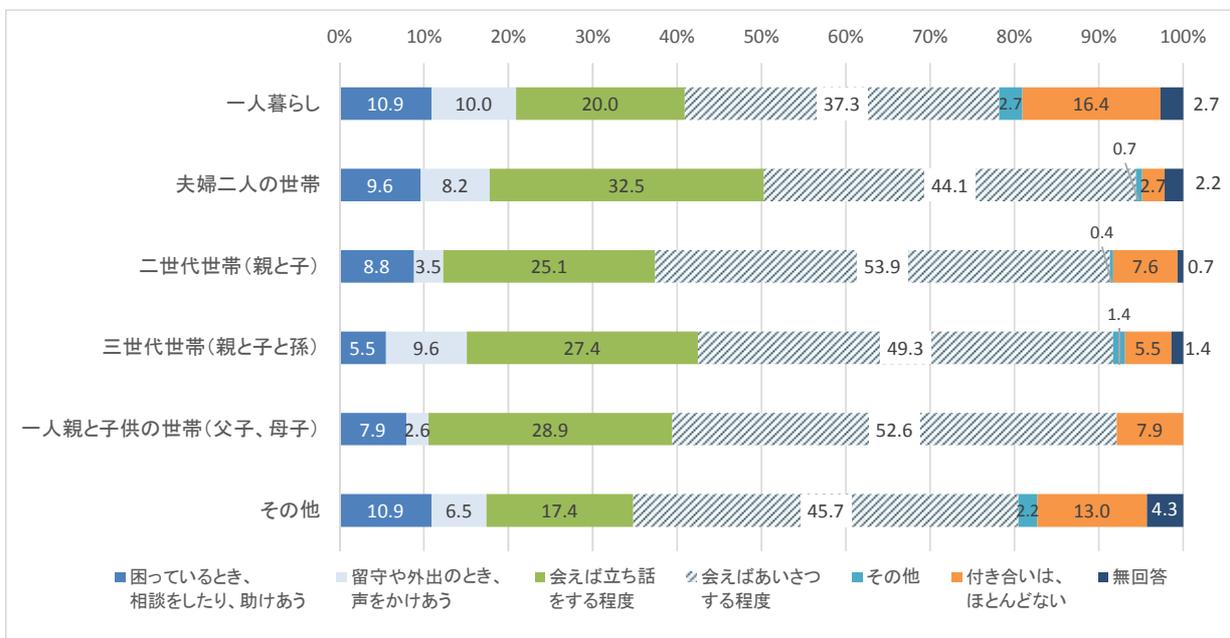
近所の人との付き合いについては、「会えばあいさつする程度」、「会えば立ち話をする程度」が多く、前回調査と比べほとんど変化がみられません。

図表 30 近所の人との付き合い方（前回調査との比較）



一方、一人暮らしの方は「付き合いは、ほとんどない」が、他の家族形態の方に比べて多くなっています。

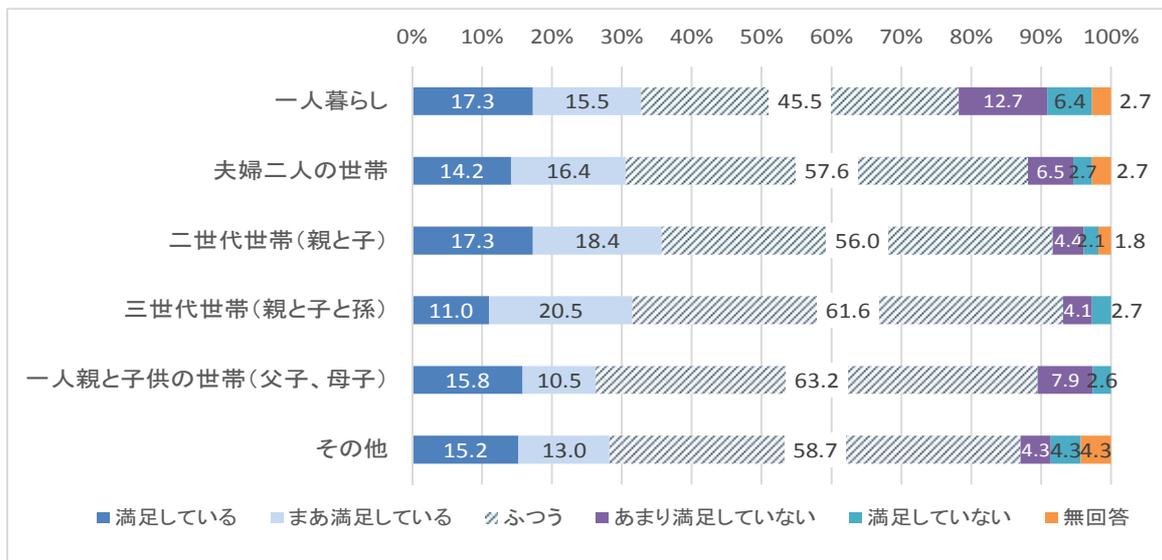
図表 31 近所の人との付き合い方【同居家族別】



近所付き合いの満足度については、「ふつう」が最も多いですが、「満足」（「満足している」、「まあ満足している」の合計）が「不満足」（「あまり満足していない」、「満足していない」の合計）を大幅に上回っています。

一方、一人暮らしの方は、「不満足」が他の家族形態の方に比べて多くなっています。

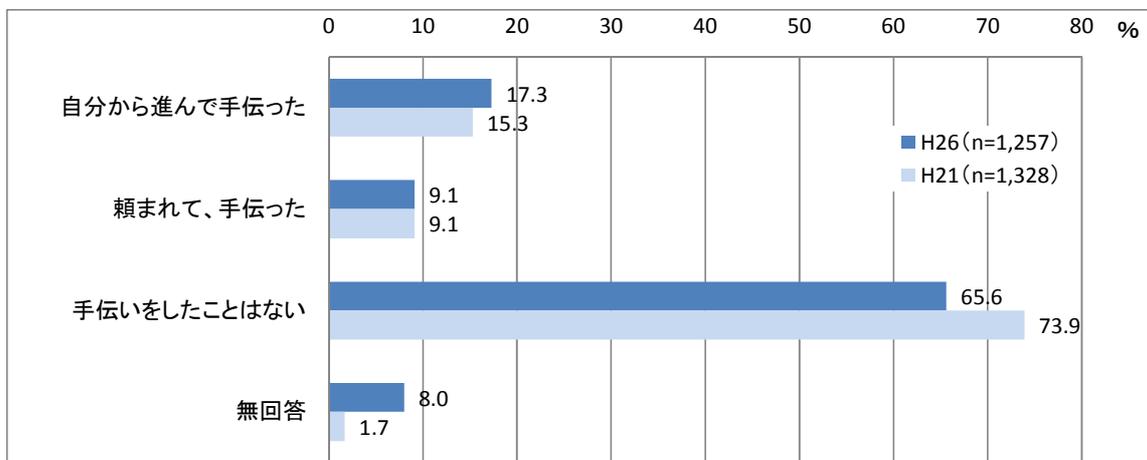
図表 3 2 近所付き合いの満足度【同居家族別】



② 近所に住んでいる高齢者などへの手助けの状況

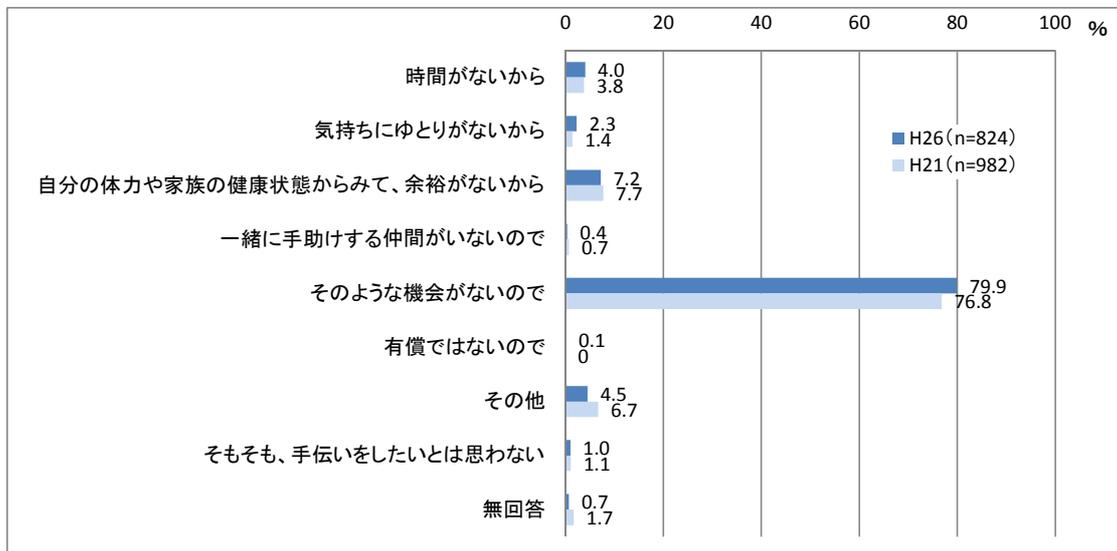
近所に住んでいる高齢者や障がいのある方、子育てなどで困っている方に対して「手伝いをしたことがない」との回答が、最も多くなっていますが、前回調査と比べるとその割合は減少しています。

図表 3 3 近所に住んでいる高齢者などへの手助け状況（前回調査との比較）



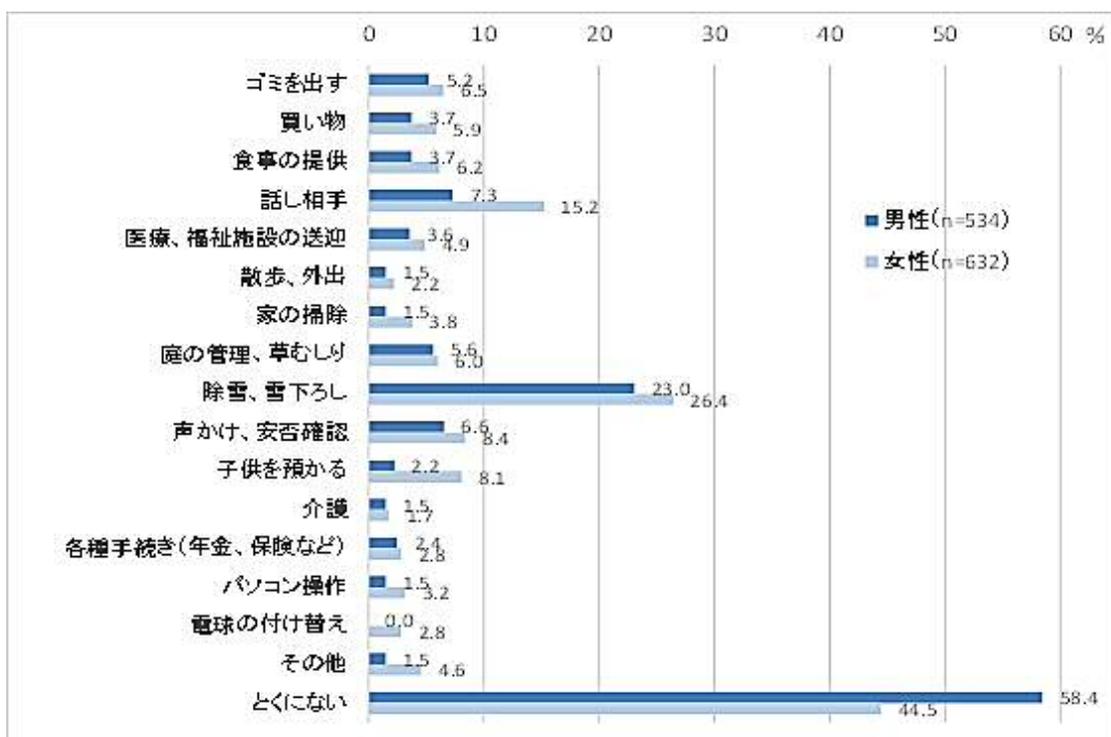
手助けをしたことがない理由としては、前回調査と同様に「そのような機会がない」が最も多く、「時間がない」、「気持ちにゆとりがない」、「手伝いをしたいと思わない」といった後ろ向きな回答はほぼ横ばいとなっています。

図表 3 4 手助けしたことがない理由（前回調査との比較）



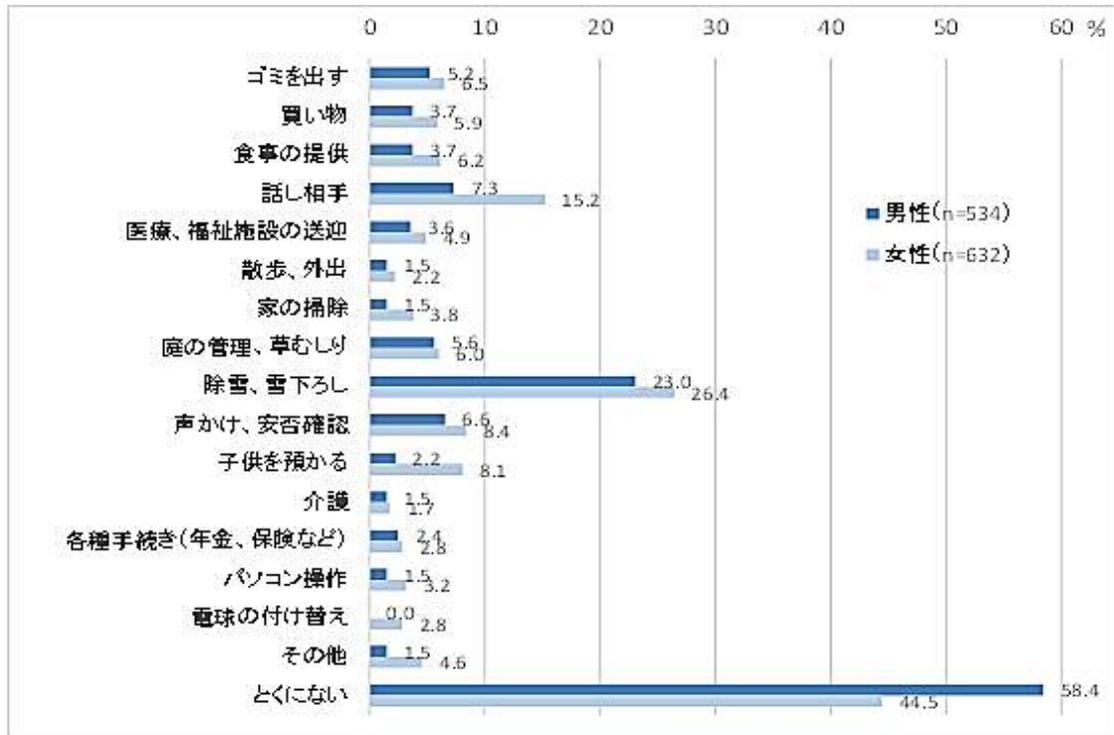
手助けをしたことがある内容については、「除雪、雪下ろし」が最も多く、特に男性が多くなっています。女性は「除雪、雪下ろし」に次いで、「声かけ、安否確認」、「話し相手」、「子供を預かる」も多くなっています。

図表 3 5 手助けをしたことがある内容（男女別）



手助けを受けて感謝しているものについては、「除雪、雪下ろし」が最も多くなっていますが、女性については「話し相手」も多くなっています。

図表36 手助けを受けて感謝しているもの（男女別）



【課題】

地域住民のつながりによって、支援が必要な方を支えあう仕組みをいかにつくるかが重要となります。

一人暮らしの方は、他の家族形態と比べて、近所付き合いがほとんどない人が多く、近所付き合いの満足度も高くないなど、世帯構成などによって地域のつながりに対する意識は異なります。

地域のつながりの希薄化は、社会的支援を必要とする市民にとって特に課題となることが想定され、支援が必要となってからではなく、日頃から地域住民同士が交流の機会を持つことなどが重要となります。

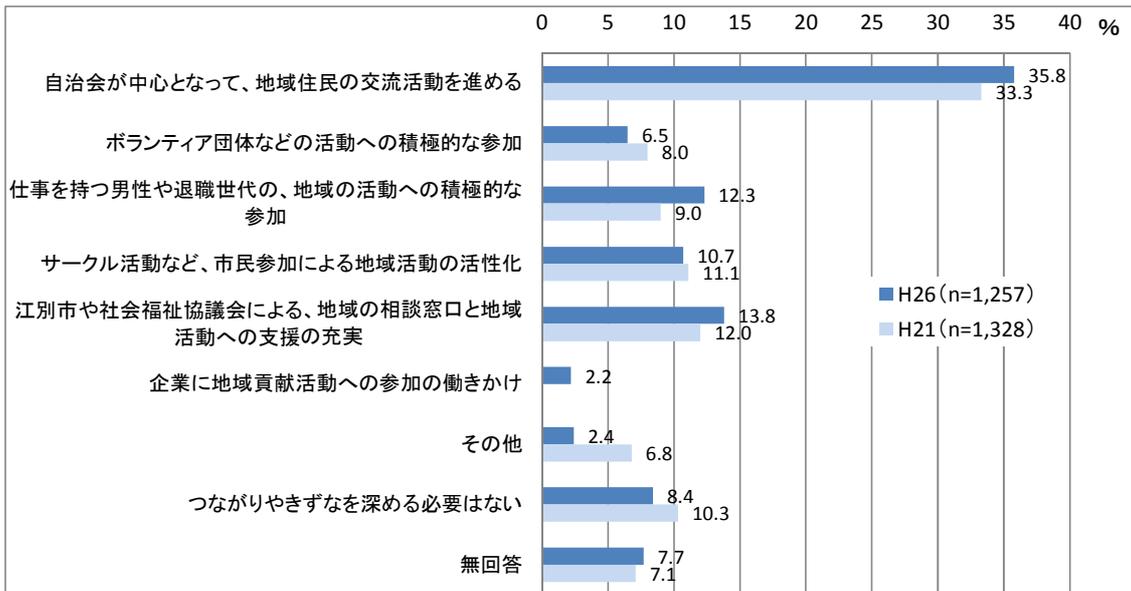
(3) 地域福祉の担い手の掘り起こしと育成

【現状】

自治会は、地域福祉の担い手として重要な役割を担っており、住民同士のつながりやきずなを深めるために必要なこととしては、前回調査と同様に「自治会が中心となって、地域住民の交流活動を進める」が最も多くなっています。

一方、自治会役員や民生委員・児童委員の高齢化と担い手不足が進行しているなど、自治会の活動基盤は十分ではない状況にあります。

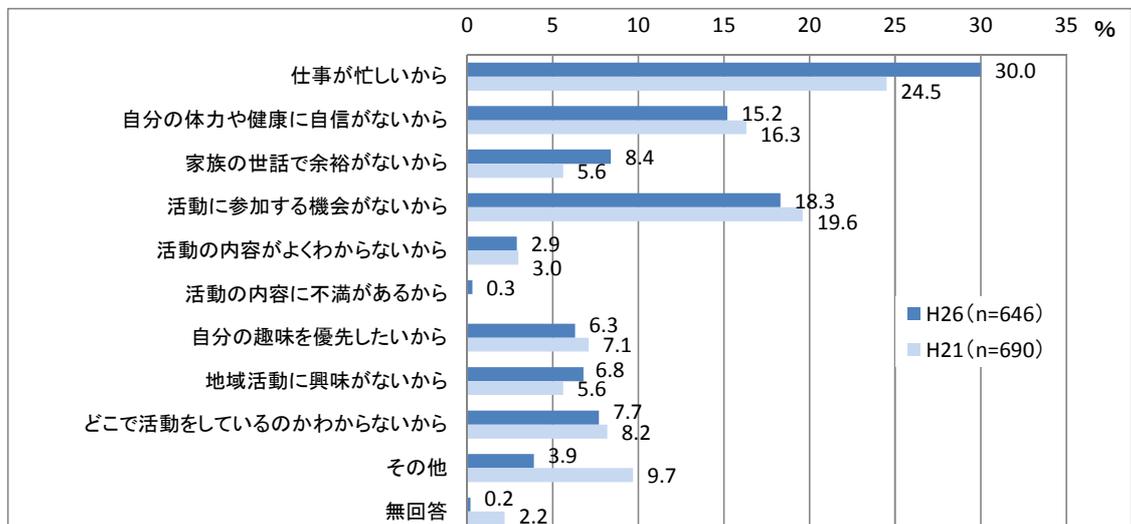
図表 37 住民同士のつながりやきずなを深めるために必要なこと（前回調査との比較）



現在、地域団体の活動に参加していない理由については、前回調査と同様に「仕事が忙しいから」、「活動に参加する機会がないから」が多くなっています。

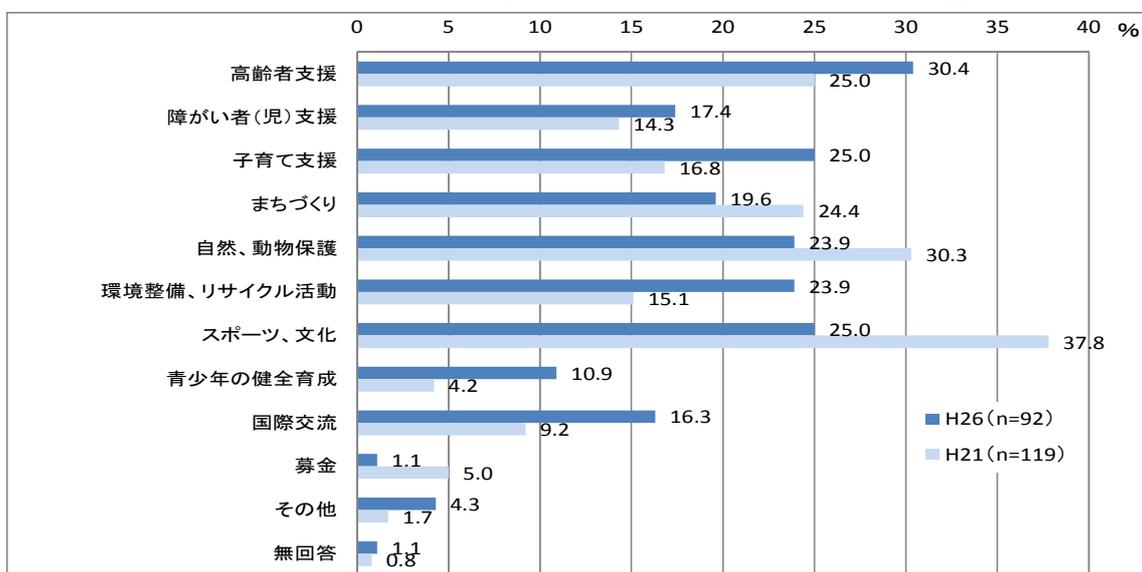
特に29歳以下の男性は、「活動に参加する機会がないから」が最も多くなっています。

図表 38 団体の活動に参加していない理由（前回調査との比較）



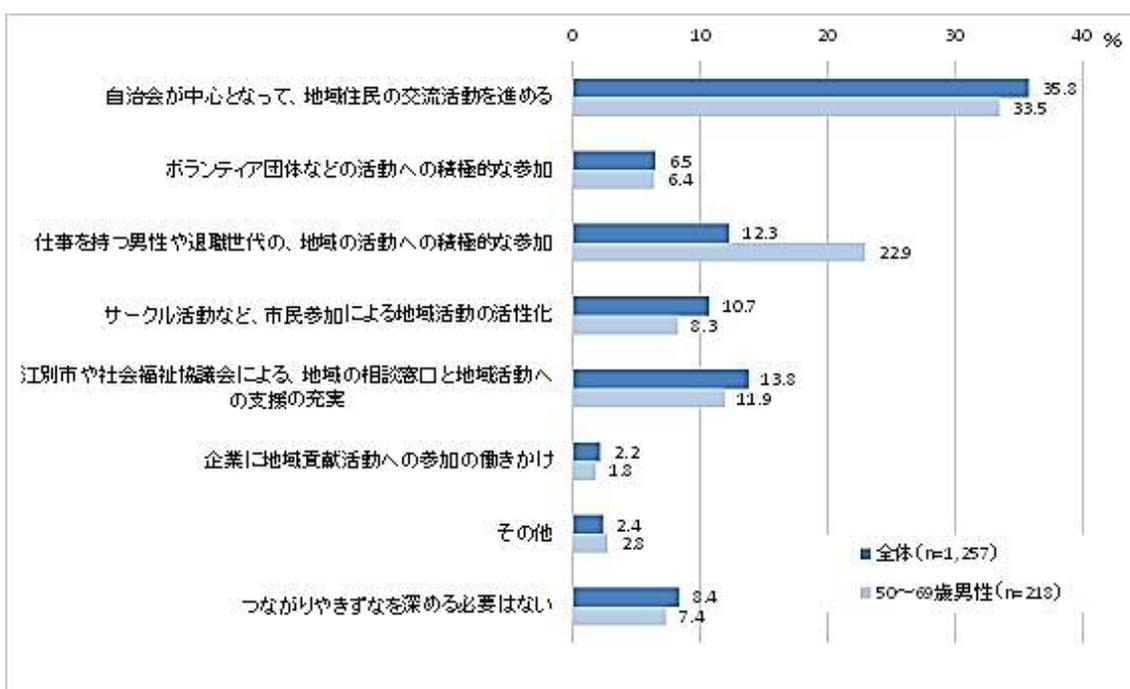
今後、活動に参加するとしたらどの分野で活動したいかについては、「高齢者支援」、
「子育て支援」などが多くなっていますが、前回調査と比較すると特に「子育て支
援」の割合が高くなっています。

図表 3 9 今後活動に参加する場合、活動したい分野（前回調査との比較）



一方、50～69歳の男性は、住民同士のつながりやきずなを深めるために必要
なこととして「仕事を持つ男性や退職世代の、地域の活動への積極的な参加」
も多くなっています。

図表 4 0 住民同士のつながりやきずなを深めるために必要なこと（50～69歳男性）



【課題】

地域福祉の推進において、その担い手として活動できる市民をいかに掘り起こし、育成するかが重要となっています。

これまでは、自治会などが大きな役割を果たしていますが、現在の活動基盤では限界があります。

地域活動に参加しない理由としては、参加する機会がないことが挙げられており、また、退職世代の積極的な参加が重要とする意見も多く挙げられています。

こうした潜在的な担い手に、地域活動に関する情報や活動を始めるのきっかけの場を積極的に提供することが重要です。

また、地域を単位に活動する自治会と、「高齢者福祉」、「子育て」といった課題分野別に活動するNPO法人などが連携し、お互いの活動資源を持ち寄り、より良いサービス提供を実現するための仕組みづくりも大切です。

第3 計画の内容

1 基本的考え方

本市では、第2期計画において「お互いさま、みんなが支えあう地域づくり」として、高齢者、障がい者、子どもを含めた全ての方が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、支援を必要とする方を地域のつながりによって把握し支えること、日常の生活課題の解決に向けた活動に、市民一人ひとりが主体的に参加し学び体験すること、こうした取組を通じて、互いに認め合い、支えあう地域づくりを目指してきました。

本計画においても、「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」で基本理念の根幹となっている「協働のまちづくり」に基づいて策定するとともに、第2期計画の基本理念、基本目標、基本施策の考え方を踏襲します。

2 基本理念

【基本理念】

お互いさま、みんなが支えあう地域づくり

3 基本目標・基本施策

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

高齢者、障がい者、子どもなど各分野における総合相談体制の充実を図るとともに、分野横断的で多様な生活課題にきめ細かく対応するため、各分野の相談機関同士の連携、相談機関と様々な関係機関・団体との連携により、支援が必要な方への「把握」、「相談」、「ケアマネジメント」の体制を整備します。

支援が必要な方が安心して福祉サービスなどを利用できるよう、事業者等の情報公開、情報発信を促進します。

【基本施策1】 関係機関による相談支援体制の充実

【基本施策2】 福祉サービスなどに係る情報提供の充実

基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり

支援が必要な方を地域で支えられるよう、新たな担い手の掘り起こしや育成を図ります。

地域福祉の担い手として重要な役割を果たす自治会、民生委員・児童委員や、NPO法人などの活動を促進するとともに、多様な関係機関・団体の連携を図ることで、様々な地域課題に解決し得る体制構築を目指します。

【基本施策3】福祉を担う人材などの確保・育成

【基本施策4】地域における福祉活動の促進

【基本施策5】ボランティア団体などの活動促進

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

支援が必要な方を地域のつながりによって把握し支えるという「福祉意識」の醸成を図り、地域を支える担い手候補を増やします。

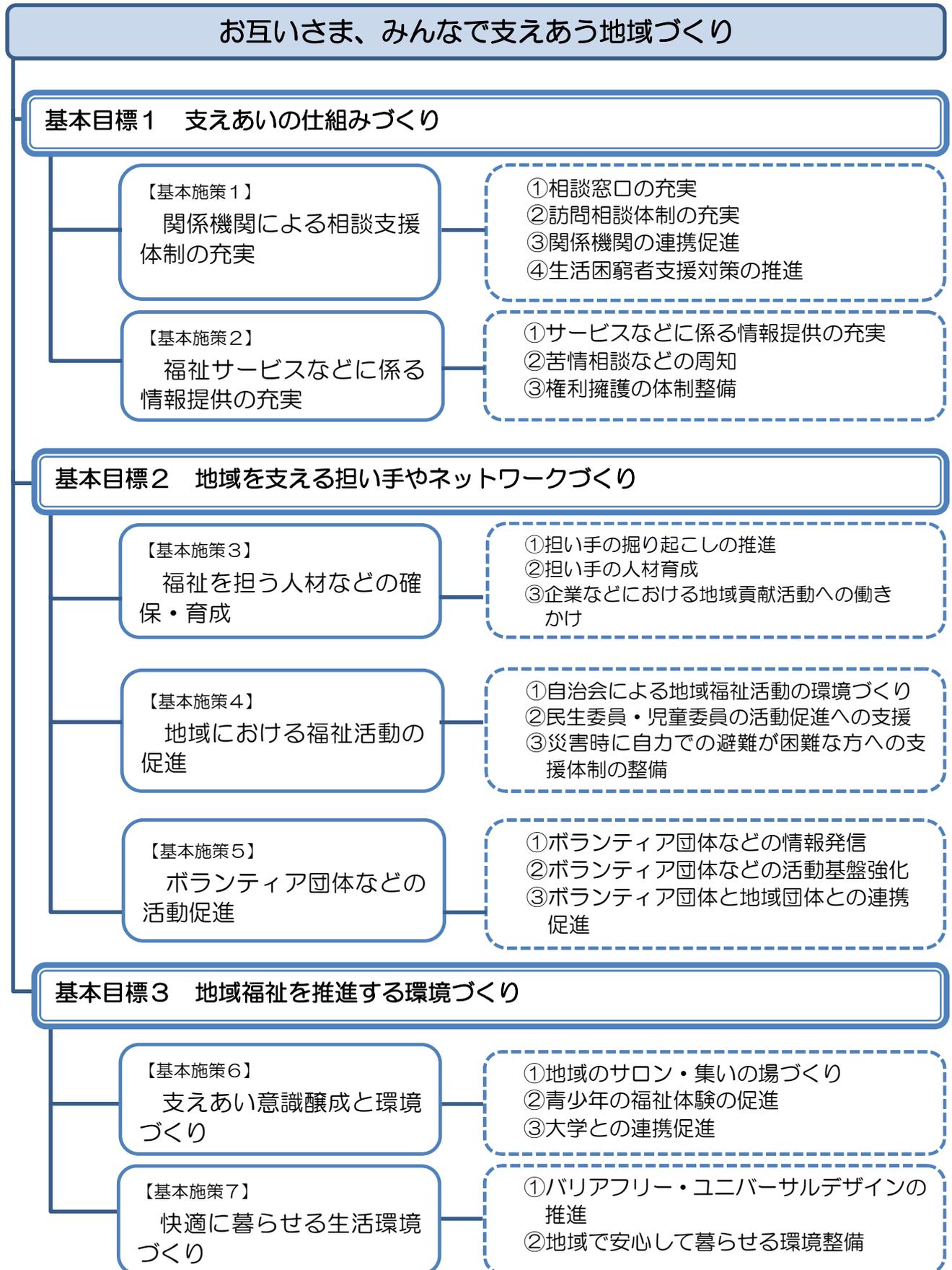
高齢者や障がい者なども含め、全ての市民が安心して地域で日常生活を送ることができるよう、バリアフリー環境の確保など快適な生活環境づくりを推進します。

【基本施策6】支えあい意識醸成と環境づくり

【基本施策7】快適に暮らせる生活環境づくり

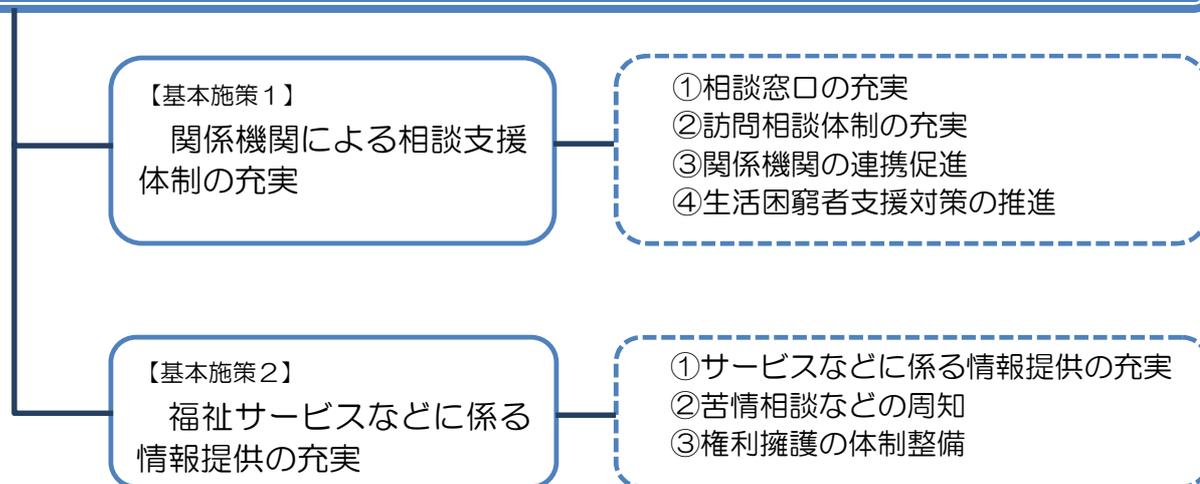
4 計画の体系

【基本理念】



5 施策の展開

基本目標1 支えあいの仕組みづくり



【基本施策1】 関係機関による相談支援体制の充実

① 相談窓口の充実

支援を必要とする方に対し、生活課題に対応した各分野の総合相談窓口について周知徹底を図ります。

そして、各分野の総合相談窓口が中心となり、きめ細やかな相談対応や福祉サービスなどの情報提供の充実を図ります。

分野別の総合相談窓口

| 分野 | 総合相談窓口 |
|-----------|----------------------------------|
| 高齢者福祉・介護 | ・ 地域包括支援センター ・ 居宅介護支援事業所 等 |
| 障がい者福祉 | ・ 障害者地域活動支援センター ・ 障害者支援センター 等 |
| 子ども・子育て支援 | ・ 子育て支援センター ・ 子ども発達支援センター 等 |
| 健康づくり | ・ 保健センター 等 |

② 訪問相談体制の充実

支援を必要とする方の把握や、自ら相談窓口に向向いて相談ができず、適切な福祉サービスを受けることができない方の生活を支援するため、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、自宅などに訪問し相談対応できる体制の充実を図ります。

③ 関係機関の連携促進

各分野の総合相談窓口を担う関係機関と、地域の見守りや生活支援を担う自治会、民生委員・児童委員、事業者や行政などの連携により、それぞれが有する情報やノウハウを共有し、支援を必要とする方の把握や、一人ひとりの生活支援ニーズが適切なサービスにつながるように、ケアマネジメントの推進を図ります。

また、関係機関の連携促進につながる組織体制の仕組みづくりの検討も行います。

④ 生活困窮者支援対策の推進

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されます。

同法に基づき、就労等に関する支援や、関連事業利用のためのプラン作成などを行う自立相談支援事業を実施するとともに、離職により住宅を失った生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金（有期）を支給します。

このほかに、生活困窮者の抱える課題やニーズを把握する中で、利用状況や就労を含めた効果を見極めながら、就労準備支援事業、学習支援事業などの実施を検討します。

生活困窮者支援対策の推進に当たって、必要な方が適切に支援を受けられるよう民生委員・児童委員や自治会、社会福祉協議会などと連携を図るネットワークを構築し、地域全体で生活困窮者を支援する対策の推進を図ります。

【基本施策2】福祉サービスなどに係る情報提供の充実

① サービスなどに係る情報提供の充実

各種福祉サービスの情報発信については、様々な方法、そして必要な方に必要な情報が届くように重層的な情報提供が図られるよう努めるとともに、利用者がサービス提供事業者を的確に評価できるよう、サービス提供事業者に対して事業内容や実施体制、設備の整備状況などの情報提供を働きかけます。

各種福祉サービスの情報発信手段

| 分野 | 情報発信手段 |
|-----------|--------------------------|
| 高齢者福祉・介護 | ・介護保険サービス事業所ガイドブック 等 |
| 障がい者福祉 | ・えべっつナビ 等 |
| 子ども・子育て支援 | ・ホップステップえべつ ・すくすく通信 等 |
| 健康づくり | ・保健センターだより ・けんしんだより 等 |

② 苦情相談などの周知

各種福祉サービスのメニューや量的な充実と合わせて、サービスの質の確保が求められています。そのため、事業者自らが事業内容や実施方法等の自己点検を実施し、問題点の把握や改善に努めるとともに、福祉サービスに対応する苦情相談などに応じる仕組みについて周知を図ります。

③ 権利擁護の体制整備

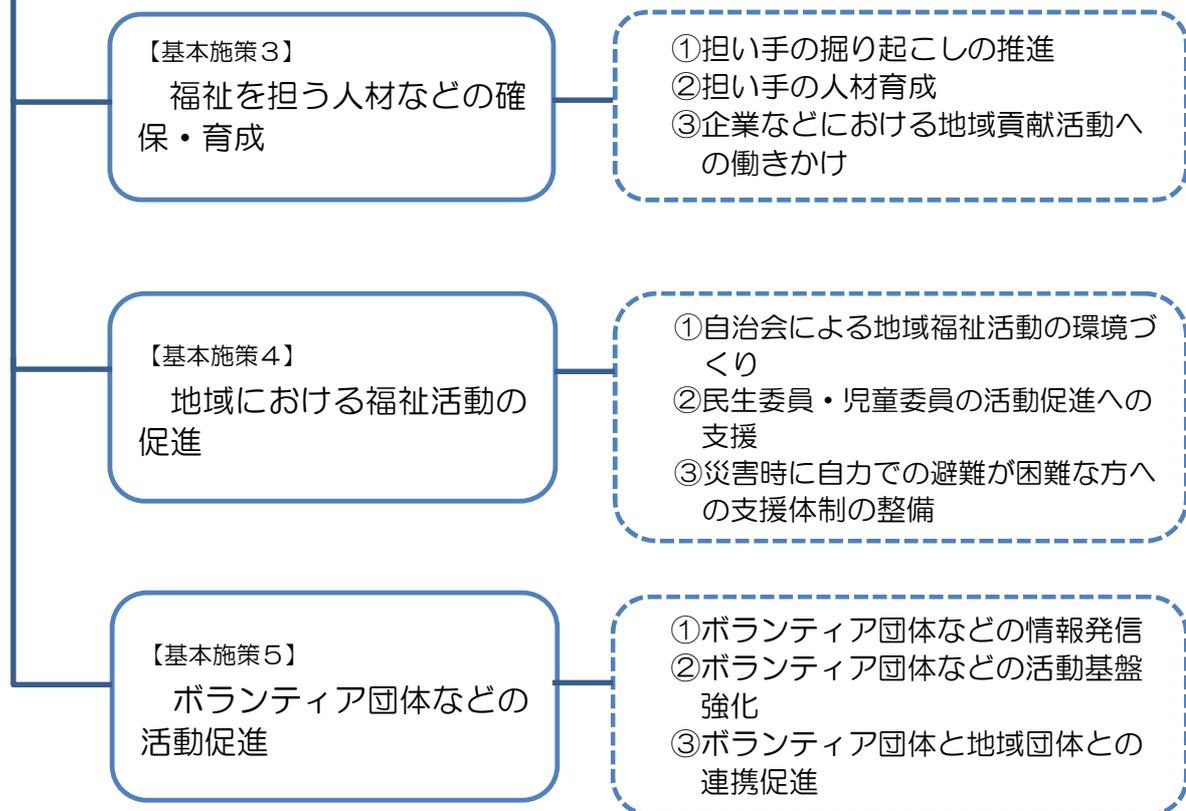
住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、高齢者や障がい者の権利擁護に向けた取組は欠かせません。

認知症や障がいなどによる判断能力の低下の状況に合わせて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりを有料で実施）から、虐待の早期発見、消費者被害などへの対応、市民後見人の育成・活用を柱とする成年後見制度（法的な権限を持った支援）まで、一連の権利擁護の体制整備を図ります。

主な権利擁護体制整備の内容

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度に関する窓口・電話相談に対応 |
| 日常生活自立支援事業 | 社会福祉協議会が事業を行うのに必要な自立生活支援専門員や生活支援員を配置し、相談から利用援助契約の締結（生活支援計画の策定）、その内容に基づく具体的なサービスの提供やモニタリングなどを実施 |

基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり



【基本施策3】福祉を担う人材などの確保・育成

① 担い手の掘り起こしの推進

地域福祉の推進において、その担い手として活動できる市民をいかに掘り起こし育成するかが重要となっています。

地域活動に参加しない理由として、活動に参加する機会がないことが挙げられており、担い手となり得る市民への働きかけやきっかけづくりが重要です。

このため、最初から、関係団体への加入を促進するのではなく、福祉活動を体験できる場を創出するなど、地域活動へ参加しやすくなる工夫が求められます。

このような場に参加する市民に対し、継続的な情報発信あるいは情報交換等を行うなど、福祉の担い手として育成する手順や仕組みを構築します。

② 担い手の人材育成

担い手の確保、育成を図るため、担い手の情報提供に努めるとともに、研修機会の充実により、担い手の人材育成を図ります。

また、社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動希望者への活動先紹介や調整など、支援を求める方との懸け橋となる取組も行っていることから、ボランティアセンターの運営の充実に努めるとともに、ボランティア活動を促進する機能として、市民活動支援事業などに取り組んでいる江別市民活動センター・あいの施設や活動内容等の周知、活動促進も図ります。

③ 企業などにおける地域貢献活動への働きかけ

各小売店やサービス事業者などが、独自に行っている地域の見守り活動などについて、支援が必要な方への情報提供などに努めます。

地域貢献に積極的な企業を把握し、企業が地域のために貢献できることと、地域が求める活動を効果的に結びつけ、新たな地域活動を創出するなど、企業にも参加してもらう地域の活動についても検討します。

また、自治会やNPOなどの活動を促進するため、イベント等の開催時に事業所の敷地や人材提供等の協力依頼についても検討します。

【基本施策4】 地域における福祉活動の促進

① 自治会による地域福祉活動の環境づくり

自治会は、交流事業や見守り活動など様々な助けあい・支えあい活動を行っており、又地域のつながりをつくり、きずなを深める上で大きな役割を果たしており、今後も社会福祉協議会との協働・連携による活動の推進を図ります。

また、各地域における多様な要望にきめ細かく対応するためには、地域の実情にあった活動を自治会自らが企画・実施することが求められます。

行政などが中心となり、そのために必要な情報や専門的な技術、人的ネットワークなどを提供し、自主的な活動を支援します。

② 民生委員・児童委員の活動促進への支援

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する地域での市民からの相談や見守り活動などを通じて、支援が必要な方の把握や継続的な支援活動を行っています。

また、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、福祉施設や事業所などとの連絡を密にし、その機能を助けるなど、地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアとして積極的な活動を進めています。

このような活動が円滑に推進できるように地域への周知を図るとともに、福祉ニーズの多様化により負担が増加していることを踏まえ、関係機関との連携のあり方を検討します。

③ 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

東日本大震災以降、日本各地で災害が起こり、災害時の支援体制について見直しが行なわれているところであり、江別市においても各自治会による避難訓練が実施されるなど、地域での取組が行われているところです。

高齢者や障がい者、ひとり親、乳幼児を抱えている、災害時に自力での避難が困難な方に対する支援体制の整備が課題となっており、日頃から地域の実情を熟知している自治会や民生委員・児童委員などによる日常的な見守り活動などを推進します。

また、市民全体に対して避難行動要支援者避難支援制度の周知徹底を図り、民生委員・児童委員による地域見守りの円滑な活動を支援します。

【基本施策5】ボランティア団体などの活動促進

① ボランティア団体などの情報発信

市は、北海道の認証を受けたNPO法人や社会福祉協議会のボランティアセンター、江別市民活動センター・あいに登録されているボランティア団体などの活動内容やボランティア募集などの情報発信をホームページや広報誌等を通じて行い、地域の担い手や支援者の掘り起こしにつなげます。

② ボランティア団体などの活動基盤強化

NPO法人などのボランティア団体は、人材・施設・資金・専門的技術・情報などといった活動基盤の確保が課題となっています。

こうした課題に対応するため、NPO法人のボランティアの確保に向けた情報提供やボランティアの調整機能の充実を促すほか、NPO法人などが対象となる補助金や助成金の情報提供を行うなど、きめ細やかな活動の支援に努めます。

また、江別市の地域福祉推進につながる事業についての参加を、ボランティア団体に働きかけていきます。

③ ボランティア団体と地域団体との連携促進

自治会などは、地域の実情に精通しており、また、NPO法人や事業者などは「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった分野別の課題などに精通した組織と言えます。

このように「地域」と「分野」を切り口としたそれぞれの団体などが協働することで、より効果的な取組が促進されたり、活動基盤をそれぞれが補うといった効果が期待されることから、お互いを知るきっかけとなる場を積極的に創ります。

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

【基本施策6】
支えあい意識醸成と環境
づくり

- ①地域のサロン・集いの場づくり
- ②青少年の福祉体験の促進
- ③大学との連携促進

【基本施策7】
快適に暮らせる生活環境
づくり

- ①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ②地域で安心して暮らせる環境整備

【基本施策6】支えあい意識醸成と環境づくり

① 地域のサロン・集いの場づくり

支えあい意識の醸成を図るためには、日頃から、世代や障がいに関係なく様々な市民が集い、交流を図ることができる場が重要です。

また、こうした場は、一人暮らしの高齢者等の居場所づくり、あるいは地域の担い手の発掘の観点からも重要です。

そのため、空き店舗など様々な有効資源を活用し、地域のサロンやコミュニティ・カフェなどの充実を図ります。

地域福祉の推進や交流のきっかけとなるイベント開催などを通じて、支えあい意識の醸成を図ります。

現在、分野別あるいは団体別に企画・実施されているイベントなどについて、様々な市民の交流を促進する観点から、複数団体等によるイベントの企画・実施を促進します。

② 青少年の福祉体験の促進

次代の担い手である青少年の支えあい意識を醸成することは、将来の地域福祉あるいはまちづくりを推進する観点から重要です。

そのため、小・中・高を通じて、学校における総合的な学習の時間や社会福祉協議会で実施しているハーフデイボランティアスクールなどを活用した福祉体験の機会が増えるように推進していきます。

③ 大学との連携促進

本市には大学が4校集積しており、ここで研究・研さんされている学問の成果をまちづくりに活かすことは重要です。

平成21年には、市と4大学（札幌学院大学・北翔大学・北海道情報大学・酪農学園大学）並びに江別商工会議所が、「江別市・大学・江別商工会議所による包

括連携・協力に関する協定書」を締結しています。

市は、大学に対し、地域福祉やまちづくりを研究するフィールドを提供するとともに、学生や教員などを活動の担い手としての参加してもらえよう働きかけながら、地域福祉の推進を図ります。

【基本施策7】快適に暮らせる地域の環境づくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市は、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる市民が安心して快適に地域で生活できるよう、建物や道路・移動手段、情報提供に係るバリアフリーを図るとともに、全ての市民が不自由なく利便性を感じられるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

② 地域で安心して暮らせる環境整備

市民アンケート調査結果においても、地域で暮らしていて、充実してほしいと思うことについては、「災害時の救援体制の整備」について、「家の玄関から公道までの除雪」が多くなっています。

一方、行政による除排雪は幹線道路の確保が最優先となり、個人宅の除排雪までは対応できません。このため、高齢者あるいは障がい者の中には、自力で除排雪することが困難な場合も多く、冬季間の通路確保にも支障を来たしています。

そのため、市や社会福祉協議会の除雪サービスの実施とともに、身近な地域での支えあいによる対応などもできるような地域づくりを推進します。

第4 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、平成26年度からスタートした「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」での協働のまちづくりの理念に基づき、市民、事業者、社会福祉協議会、行政など地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

地域福祉活動は、市民自治の基本となるものであり、市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について、いずれは自分にも関わる問題として捉え、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

自治会や民生委員・児童委員は、「地域」を単位としながら、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、地域福祉活動の担い手としての活動が更に期待されています。

ボランティアやNPO法人は、「課題分野」を切り口としながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供と公開、市民の生活課題に対応した新しいサービスの創出が求められています。

また、地域の一員として、社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられており、本計画と連携し策定する「第3期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

計画を推進する上で、具体的な事業活動を通じて、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

(4) 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、地域の実態を把握し、福祉施策を効率的に推進するとともに、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、地域の担い手の連携・協働の場づくり、地域の担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や地域が抱える課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内体制として、健康福祉部内のみならず、住宅、環境、雇用、教育、都市政策など幅広い分野の連携が必要です。

そのため、関係する部・課が密接に連携し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築し庁内が一体となって施策を推進します。

2 計画の検証

計画の検証については、市民の意識や活動実態の把握に努めるとともに、検証方法についても検討しながら、地域福祉分野における市が取り組む事業と併せて評価を行い、施策の推進に反映させていきます。